

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成27年12月10日  
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成27年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
  
- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
  
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、大野議員、2番、中屋議員を指名いたします。
  
- 議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
初めに、1番、大野議員の一般質問を行います。  
1番、大野議員。
  
- 大野議員 おはようございます。先に通告しております通告書に従い質問をさせていただきます。  
一つ目、農業に関するT P P対策について。  
1、厚岸町のT P P交渉におけるスタンスは、何ら変わりのないものなのか。  
2、10月5日の大筋合意の発表を受け、政府が総合的なT P P関連政策大綱を出したが、町としての考えを伺いたい。  
二つ目であります。農業農業用水道についてであります。  
1、町内の農地などに水道管が埋設されている箇所が多数あると思うが、その土地使用に関する契約内容はどのようになっているのか。また、管理はどのようにされているか。  
2、今後、水道管を更新するときは、道路用地等に設置すべきと思うが、いかがか。  
この2点について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。
  
- 議長（佐藤議員） 町長。
  
- 町長（若狭町長） おはようございます。  
1番、大野議員のご質問にお答えをいたします。  
1点目の農業に関するT P P対策についてのうち、初めに、厚岸町のT P P交渉におけるスタンスは何ら変わりのないものなのかについてであります。環太平洋経済連携協定、いわゆるT P Pについては、平成22年10月1日、当時の菅首相が、第176国会の所

信表明演説で、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討したいと表明し、全国の農林水産業関係者へ衝撃と不安を与えました。

私は、平成22年12月の第4回定例会において、2名の議員からの一般質問に対する答弁で、TPPが厚岸町のみならず、北海道、ひいては日本の農林水産業へ与える影響は計り知れない大きなものと認識し、日本政府がTPPに参加することについては、決して容認できるものではなく、TPP交渉への参加には断固反対との考えを示したところであります。

しかし、平成25年3月に、安倍首相がTPP交渉への参加を表明し、同年4月には、衆参両院において、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないなどとする国会決議がされ、同年7月にマレーシアで開催された第18回会合から日本は交渉に参加いたしました。

このことを受け、平成25年9月の第3回定例会における一般質問に対する答弁においても、私は国民的合意がないままでのTPPへの参加にはあくまでも反対であるとの考えを改めて示しております。

しかしながら、本年10月5日、米国アトランタでのTPP閣僚会合で大筋合意がなされたところでもあります。

現時点では、段階的な関税削減やセーフガードの設定、為替の影響などから影響額の算出は困難な現状ではありますが、長期にわたるさまざまな影響が懸念されるため、農業者の経営意欲の減退や、離農者の増大、新規就農の取り止めなどを招く恐れがあり、本町の基幹産業への大きな影響を及ぼす恐れのある、このたびの合意には大変遺憾であると申し上げざるを得ません。

厚岸町にとっては、マイナス要素のほうが非常に大きいTPPの発効は望まないところですが、政府は、先月25日に総合的なTPP関連政策大綱を決定し、TPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策目標を明らかにしたところであり、厚岸町としては、酪農家を守り育てながら担い手の確保を図るためにも、国の責任において、TPPによる影響を最小限にとどめる施策を着実に講じていただくよう求めていると考えております。

次に、10月5日の大筋合意の発表を受け、政府が総合的なTPP関連政策大綱を出したが、町としての考えを伺いたいについてであります。政府がまとめたTPP関連政策大綱における本町の農業に関係する主要な施策として、乳製品に関しては生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえながら、適切に見直すこととし、準備が整い次第、協定発効に先立って実施する内容となっております。

牛肉に関しては、肉用牛飼育経営安定特別対策事業を法制化し、補填率を8割から9割に引き上げるとともに、肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実状に即したものに直す内容となっております。

また、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進などの施策展開が示されており、今後、政府は農林水産業の成長産業化を一層進めるために、必要な戦略、我が国産業の海外展開、事業拡大や生産性向上を一層進めるために、必要となる政策については、来年の秋をめどに具体的内容を詰めるも

のとしています。

このたび、政府がT P P 関連政策大綱を示したことにより、農業関係者からは今後の農業振興への期待の聲が上がる一方で、予算規模や具体策が決まっていないことに慎重な見方も広がっております。

厚岸町としては、国が責任を持って、T P P の影響を最小限にとどめる手だてに必要な予算を確保し、施策を着実に遂行するよう強く求めていきたいと考えております。

また、釧路、根室管内の首長と農業協同組合長で本年2月に策定した、根釧酪農ビジョンによる草地型酪農の推進、担い手の育成確保、高付加価値化の推進の三つの視点から、厚岸町においても関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

続いて、2点目の農業用水道についてのうち、初めに、町内の農地などに水道管が埋設されている箇所が多数あると思うが、その土地使用に関する契約内容はどのようになっているのか、また管理はどのようにされているかについてであります。厚岸町には、北海道が事業主体となって整備した営農用水道が、太田地区、大別地区、尾幌地区、片無去地区、別寒辺牛地区、トライベツ地区の6地区にあります。現在は、いずれも厚岸町が水道法の基準に基づいた管理、運営する水道となっております。

ご質問の水道管の埋設用地の土地使用に関する契約については、事業実施に当たり、厚岸町と地権者との間で、地番や位置を明示した図面を添付した土地使用賃貸契約を行っております。

その内容については、地権者は、使用する用地を水道管の機能が維持される期間、無償で貸し付けること、水道管の機能に支障を来す掘削や同意を得ない建物などの構築をしてはならないこと、用地を第三者に譲渡するときは、その権利及び義務を継承させなければならないことを定めております。

契約書は、担当課で保存されており、水道管の位置については、地図上、水道管の位置を記載した管路図を作成し、管理しているところであります。

次に、今後、水道管を更新するときは、道路用地等に設置すべきと思うがいかにかについてであります。平成4年度以降に整備された別寒辺牛地区とトライベツ地区の2地区については、道路用地に埋設することができ、事業が実施されたため、管理上の問題は特に生じておりません。しかし、その他の地区については、農地に埋設されている箇所があり、漏水調査等の維持管理や修理の必要がある場合、農地に立ち入らなければ修理ができないなど、その管理に支障が生じているところであります。

そのため、ご指摘のとおり、更新の際には、道路管理者等と用地占用の協議を行い、できる限り道路用地等に水道管を埋設することを基本に取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 ただいま、答弁を伺ったわけでございますけれども、1点目のT P P 関連に関する質問から再度させていただきたいと思っております。

1点目の町のスタンス、菅首相が発表して以来、反対の意思をしていて、何ら変わっ

ていないと。大筋合意を受けて、反対ばかり言っていられないので、今後の対策を、農家を守るために国に要望等々しながらやっていきたいという、当然のことと思います。僕もそうは思うのですけれども、まだやっぱり、今後、後に意見書も出す都合もあるものですから、まだ調印されていないので、やっぱりそれまで強く反対の意思を示して行って、極力、国に農家に対する対策をより強固なものが出てくるよう、私は努めて行っていただきたいなど、そんなふうな。だめだというのではないのですけれども、町長には、やっぱりそういった要望、道や国、関係団体と連携しながらやっていただきたいというのがお願いでございます。

また、二つ目にある政府が出した政策大綱、これも中身を読みますと、農家にとって使いづらい部分が多々あるな、何かクラスター事業にしても何にしても、うたい文句は5割補助なのですけれども、あまり農家にはメリットないなど、建設業者か機械関連会社がもうかるような気がして、ちょっと国のほうも見直すというふうな、この前の説明会等々でも農水省のほうが言っていたので、その動向を見ないと何とも言えないのですけれども、やはりこのTPP合意して、16年目には牛肉9%の関税になるし、乳製品も7万トン輸入枠設定されていて、急激には、きょう、あす、その影響が出てくるというものではないとは思いますが、やはり酪農、ここは畜産酪農家の基幹産業です。僕は農業に特化しますけれども、いずれにしても乳用雄牛の肉が国内出回っているのが非常に多ございますから、略してホルスタイン種の要は肉がどうしても外国牛肉と重なるというか、競合してしまうので、黒毛和牛のあれはもう多分大丈夫だと思うのですよ、交雑種のF1とかは。だけれども、我々が生産する、我々というか酪農家が生産するホルスタインの雄牛の牛肉がどうしても多分安くなってくるだろうというふうな思うのですよね。今年は酪農家にとってバブルではないかというぐらい、今、肉値が非常に高く、この反動を大変危惧している、これ、いつまでこんな高値が続くのだろうと。本当にこれ、下がるときは一気に下がって、経営に圧迫をかけるのではないかなと、そんなふうにも思っているところなのですけれども、年数をかけてセーフガードこうしたりして、徐々に、一気にそんな来ることはないとは思いますが、やはりそういったことを踏まえて、農業団体は勿論のこと、町もやっぱり農協等々と連携して、そういったことのないよう、やっぱり農家を守る政策をきっちりやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今回のTPPの大筋の合意につきましては、やはり何よりも不安を払拭していただきたい。すなわち、説明責任を果たすこと。それと、再生産を可能にする対策を早急に講じていただきたい。今、大野議員の不安をよく聞きましたけれども、そのとおりであります。

そこで、大野議員もご承知のとおりと思いますが、JAグループ北海道が去る12月の4日、与党である自民党、ないしは公明党に対して、北海道選出議員であります、飛田会長を初め、役員の皆様方が強い要請をいたしております。

その内容といいますのは、持続可能な酪農経営の確立と生産基盤の強化に向け、予算の確保や経営安定対策の見直しなどをぜひ行っていただきたいということであります。詳しくは、先ほど、1回目の答弁でいたしましたけれども、加工原料乳生産者補給金制度では、液状乳製品を対象にすることに合わせ、生産費と販売価格との差を補填する補給金単価を一本化して制度を見直すこと。さらには、今、大野議員からお話がありましたが、畜産クラスターの件につきましても、中小希望層も対象にすることという等々のご意見を申し上げたところであります。私もこのことをぜひ実現するために、厚岸町の立場からもともども要請活動をしながら実現をさせていただきたい、そのように考えておるわけであります。

この18日には国の補正予算が出るようであります。さらには、また、24日には新年度の予算案が出るようでもあります。その中に、ぜひ取り組んでいただくように、今、行動開始中であります。どうかこの点もご理解をいただき、私は今回のTPP対策については、大野議員の期待に応えるように、さらにまた、きのうからもいろいろと議論がなされておるわけでありますが、それらも踏まえて行動をさせていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長から非常に力強い答弁をいただいたことで、私も納得はするのですが、ぜひこれから来年度の本当に乳価の算定、それから補給金単価、生クリームを一本化して、この補給金に加えるという、これいつからやるのかちょっと分かりませんが、多分来年度からだろうと思うのですが、町長には一骨、二骨折っていただいて、ぜひ我々の生活を守るよう、頑張ってくださいなと思います。

次に、2点目の水道の関連の質問に移らせていただきます。

太田地区、6カ所、農地等に埋設する水道管があると答弁いただいたのですが、期間は特に定まっていないのでしょうか。ちょっと人の話を聞くと、30年とかと言っていた農家さんもいて、ちょっとその辺は私分かりません。契約書、うちにもないものですから、ちょっと分からないということで、その辺を分かるのなら、ちょっとその辺教えていただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 農業用水道の水道管用地の契約の関係ですが、先ほども申したとおり、使用貸借という形で無償で借り受けているという立場にあります。そのときの契約書を見ますと、当初の設定自体は確かに30年という期間を設定していますが、その後自動的に更新する、要は水道管が水道管として機能している間は、申し出がない限り、使っているほうから、もう水道管の使用を止めましたと言わない限り、そのまま継続するという内容も盛り込まれております。

あと、事業にもよりますけれども、いろいろ管路用地を分筆して位置を明示してやっ

ている、特に太田地区に多いのですが、そういうところもございませう。契約上は、今言ったように、使用貸借という無償で借り受けて、その期間については、水道管が機能しているうちは自動的に更新するという内容でなされているようございませう。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 内容は分かったのですが、農地として使っているところならまだいいのですが、畑の下に水道管埋まっている、まだ牧草収穫したりするのはいいのですが、離農とかして所有者が替わったりすることありますよね。それで、もう小さい畑だったのが、大型機械入れないからと雑種地みたいになって、そこに今度、農業委員会通して地目変更かけたりして、そこに家を建てたいとか、そういう事例あるかないか分かりませうけれども、今後起きてくる可能性があるのですよ。1枚の畑なのに水道管の用地、使用貸借で分筆されていて、だけれども、そこに何か建物を建てたいといったときに、この下に水道管が埋設されているので建てれなくなってしまうという恐れがあって、それをここに建てたいのだといったら町のほうで移設してもらえるのだろうかという心配する事例が多分出てくると思うのですよ。そういった場合の対処はどうなるのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 一応、契約上は同意を得ないで強固な建物を建てないという内容にはなっています。ところが現実的には、過去の例を見ますと、そのものを建ててもさほど水道管に影響のない場合については、こちらから見て管理に特に問題のない場合には、若干水道管を補強して建てていただいたという例も聞いたことがあります。かなり頑丈なものを、大きなものを建てられますと、さすがに水道管、何かあったときに対応できませんので、場合によっては契約上はともかくとして、ケースバイケースで移設した事例もあるというふうに聞いていますので、そこはその内容によって若干の柔軟性は持っているものというふうに認識していますが、ただ契約上は建てないでくれという内容になっていることは確かなので、こちらとしても、建物を建てることによって、長い距離布設替えをしなければならぬという事態は生じないと思いますが、避けたとしても短い距離にはなるとは思いますが、できる限り、双方のお話し合いということに最終的にはなるかと思いますが、その重要性、営農用の水道ですので、その重要性を考えて、できるだけお互いに支障のない範囲で取り扱っていかざるを得ないというのが現状です。契約を盾に絶対建てるなという立場を貫くということも、やはり現実としては難しいというふうにお考えしております。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 言っていることは分かるのですが、もしか私が水道管の上に牛舎を建てたいということになったら、水道管移設費って僕やったことある、自分でやったので

すけれども、結構な金額がかかるのですよね。それで、一応、事業のためにやるので仕方がないなと思っているのですけれども、やっぱり農家を止めてしまったりしていて、そんなに高収入得ているわけではない生活をしている方に何十万も移設費を出してというのは、ちょっと酷なのかな。そういうの聞かれていますよ。こういう場合どうなのよと言われても、僕、全く分からなかったの、質問させていただきますと、水道管の答弁をちゃんといただきますからという返答はその方にはしたのですけれども、やはりそういう費用が多分ネックになってくると思うのですよ。迂回させるとなると、本当に、今までの管を外して、もう三十何年もたっていますから、かなり、いつ漏水してもおかしくないような、言ってみればそんな管だと思うのですよ。だけれども、壊れるまで使うよと、そう簡単には全部が更新できるわけではない。それは重々わかっていますけれども、やはりそういった事例が起きてきたら、ある程度は町でもっていただけないかというのが私のお願いなのですけれども、その辺をやっぱり協議していただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに現実的にはそういう問題が生じてまいります。

ちょっと過去にそういうこと、移設した事例もあるというふうに聞いていますので、ただそのときに原因者である土地の方にその費用を求めたというふうには聞いていませんので、やはり最終的には協議ということになると思いますけれども、全体に用をなしている水道管ですから、やはり供給する側で一定程度の負担をしてということになるかと思えます。

それから、確かに先ほどちょっと答弁漏れたのですが、当時と所有者が替わったりした場合、1回目の町長の答弁で申し上げたとおり、その義務、権利を継承するということになっていますので、やはりその上に強固な建物、同意を得ない強固な建物を建てることはまずいよという内容をそのまま引き継がれるものというふうに考えております。長い区間を布設するというのはやはりちょっとお互いに大変かなというふうに考えていますので、今後どう取り扱うかについては検討してまいりたいのと、今、おっしゃいましたとおり、別寒辺牛とトライベツ地区以外の営農用水については、農業用水道については、昭和50年代の前半に整備されておりまして、30年以上たっています。一般的に水道管の耐用年数が40年というふうにいわれていますから、更新の時期に来ています。当時、北海道が事業主体となって整備した水道ですので、更新についても今、北海道に、すぐ時期を明示してはいませんが、その時期になってきているので、事業展開ができるような体制をこちらでも整えて要望している最中でございます。

そのような支障になるような位置は、当然これからの更新事業では考えていませんので、当面どうするかということについては、検討させていただきたいと。極力その営農されている方の負担にならないような方法で検討したいなというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 分かりました。

それと、農地等を水道管走っている場合、去年、おとし、一昨年でしたか、大別地区で水道管が大雨降って土砂崩れ起きて、水道管が丸見えになって改修した経過がございますよね。やっぱり、それって農家の人見つけてくれたからよかったようなものの、普段は絶対、町の課の担当課は見にいけないところですよ。そういった事例がやっぱりあると思うのですよ。それで、我々もそういったところは気をつけているつもりなのですが、めったに沢のふちとかは、やっぱり農作業していても目はいかなくて、なかなか発見することは無理だと思うので、やっぱり更新するときは本当に常にパトロールができるような位置にやっていただきたい。それも単費ではできませんから、道なり国の補助事業を使って、先日も尾幌地区のほうで漏水があったとお話は聞いたのですけれども、やっぱり営農に支障を来すので、万全な対策でそういったことを講じていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） おっしゃるとおりだと思います。

確かに昨年でしたか、大別地区の道路から相当離れた地区で、当然、地権者の方もめったに行くところではないところに水道管が埋設されて、それがその地区の幹線、重要な水道管であったということで、僕らもちょっとびっくりしたのですが、やはり当時はきっと各農家さんの給水に都合のいい最短のところなんかを選んで配管されたとは思いますが、やはり後々の管理のことを考えますと、公共的用地である道路用地がやはり最適だというふうに考えていますので、今後のその方針に当たっては、北海道もそういうような方針を持っているようではありますけれども、管理ができる道路用地を基本にやっていきたいなと思います。

尾幌地区の漏水についてもそうなのですけれども、全体的にその昭和50年代前半に整備した水道管が老朽化しております。今でいう地震に対する基準、耐震基準も相当弱い状況になりますので、関係機関になるべく早い更新も働きかけていきたいなというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 本当にそのとおりだと思います。強力な要望をひとつお願いして、1年でも早く、何かあったとき速やかにできるような態勢、なるべく、耐用年数近づいてきている管なので、やっぱり計画性をもって1年度に一遍にできませんので、やっぱり計画性をきちんと組んで更新を迎えていただきたいなと思います。

以上で終わります。

●議長（佐藤議員） 答弁要りますか。

水道課長。



●水道課長（遠田課長） おっしゃるとおり、今、特に太田と片無去地区につきましては、道営事業で展開していただくことを目的に、今年度、地下水の調査を行いました。来年度は井戸を試掘して、水質と水量の確認をする予定でいます。水源も含めて、今、両地区、川の水を水源としておりますので、水質悪化のときの対応が非常に困難になってきています。ですから、水質も水量も安定的に供給できるような方法をとっていくために、今、計画的にそのように水源調査、井戸の試掘というふうに計画性をもって進めているところですので、ご理解願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 第4回定例会に当たり、先に通告してあります2点について伺ってまいります。

まず1点目に、町民の生命と財産を守るまちづくりの観点から伺ってまいります。

先の東日本大震災以降、この太平洋沿岸沿いでも500年間隔で地震、津波が起きるとされています。いつ来るか分からないが、そう遠くないとき、必ず来ると公式に発表されています。厚岸町も町民にそれに備えて、あなたの住んでいるところは何メートルくらいの津波が想定されますよと、ハザードマップが配布されています。自然が起こす、いざというときに備えて、目安としては参考になりますが、さらに町民の安全・安心のために生かした活用方法の一つとして伺ってまいります。

アとして、現在、厚岸町は高齢化、人口減少が続いている現実の中で、この先、6,000人台まで減少すると予測されています。そんな状況の中ですが、現在、津波から安全に安心だと思われる宅地は、現在どのぐらいの割合だと認識されていますか。

イとして、3.11の現実や、ハザードマップの色付けを気にしながら、現在地でも家を建てる方は、浸水地域で不安、危険を承知の上で建てる方もいらっしゃいます。現実に建てざるを得ない状況もあります。これらの懸念から、ハード・ソフト面から不安解消を取り除く方法はないものでしょうかと伺うのであります。

ウとして、安全といわれる地域に町民向けの宅地造成はできないものでしょうかと伺うのであります。

エとして、その裏づけとして、新築住宅戸数の動向であります。一つは、3.11以降、現在までの当町の新築住宅は何戸建てられたのか。二つ目は、現在高台で安全といわれる宮園丘陵、山の手や門静偕楽団地で希望される方々とともに、実際、着工件数が多い現状を見ると、どのように受け止められているのかであります。

次に、2点目として、選挙年齢の引き下げに伴う厚岸町の施策について伺います。

今年の6月、国民投票法が改正され、1年の周知期間を得て、来年の参議院選挙から18歳年齢が投票権を持つことになりました。厚岸町は、この18歳から選挙権を得る人々にどのように投票率を上げるため、PRしていこうとしているのか、その具体的施策について伺います。

アとして、今回改正で、18歳からの選挙人は何名ふえるのでしょうか。

イとして、18歳までの引き下げが定着するころまで、社会教育の一環として、新たな施策は何か考えておられるのでしょうか。

ウとして、年齢18歳は大方高校生だと思うのでありますが、翔洋高校と町との連携で投票率の向上策は何か考えているのでしょうか。

以上を伺い、私からの一般質問とさせていただきます。終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、町民の生命と財産を守るまちづくりについてのうち、初めに、現況の中で津波から安心と思われる宅地はどのぐらいの割合だと認識されているかについてであります。平成24年6月に北海道が示した津波浸水予測図では、土地の種別を見分けることが困難なため、割合ではなく、地区名で申し上げます。

当該津波浸水予測図において浸水区域とされていない地区は、市街地に限定した場合、国道44号沿いを除く山の手1丁目から3丁目、宮園2丁目、住の江3丁目の山の手側、門静1丁目であると認識しております。

次に、ハード・ソフト面から、不安解消策をとる方法はないかについてであります。ご承知のとおり、町では、平成23年3月の東日本大震災以降、特に地震津波対策を重要課題の一つとして、さまざまな施策を講じてまいりました。

これまで取り組んできた施策としては、ハード面では避難階段、避難所、避難場所、防災機材、IP告知端末などの整備、ソフト面では備蓄食料や備蓄品の整備、海拔表示板の設置、各種防災訓練、防災講演会の実施などが挙げられます。

今後も、町としては、必要な施策を講じ、町民の皆さんの不安解消につなげてまいりたいと考えております。

次に、安全といわれる地域に町民向けの宅地造成ができないかについてであります。市街地の中で安全といわれる地域に、新たに造成可能な場所は少ないと考えておりますし、都市計画を考える上でも宅地を郊外に求め人を移動させることは、町を衰退させる要因ともなりますので、これまでは行っておりません。

また、既に市街地の形成がなされている状況にもあり、住生活の安全確保、向上を促進するための厚岸町住生活基本計画の中でも、まちなか居住を進めているところであります。

厚岸町は、漁業の町である特殊性もあり、郊外への宅地造成を進めることは現実的ではないと考えております。

次に、新築住宅戸数についてであります。平成23年3月11日から平成23年3月31日までは1件、平成23年度17件、平成24年度19件、平成25年度29件、平成26年度22件、平成27年度は11月末現在で15件、全体で103件となっております。

地区別の件数では、宮園丘陵は宮園2丁目で21件、山の手は山の手1丁目から3丁目で10件、門静1丁目は6件であります。

全体の割合では、103件中37件で35.9%となり、比率としては高いとは思いませんが、

新たな土地に住宅を新築する条件としては、一概に高台で安全な場所ということだけではなく、土地の価格や居住環境、交通や商業、医療機関といった施設との距離などを総合的に勘案して選定されているものと考えております。

続いて、2点目の選挙年齢の引き下げに伴う厚岸町の施策についてのうち、初めに引き下げに伴う新選挙人は何名ぐらいふえますかについてであります。選挙管理委員会によると、来年執行される参議院議員通常選挙の投票日を7月10日に想定した場合で、かつ、転入、転出及び死亡による増減を考慮しないとした場合の選挙人名簿登録予定者は、満18歳の93人と満19歳の85人を合わせ、178人ふえることになるものとのこととあります。

次に、高校と町との連携で、若者の投票率向上は何かありますかについてであります。既に選挙管理委員会に対しては、総務省自治行政局選挙部管理課長名をもって、若者の政治参加意識を促進する取組の一層の充実、広報誌の活用等による周知啓発に関する協力依頼の通知がされているとのこととあります。

また、北海道教育委員会からは、各道立高等学校長に対し、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について通知されているとのこととあり、その中には、生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導することなどが記載されているとのこととあります。

しかし、今申し上げたように、新しく選挙権を持つことになる生徒たちの教育は、あくまでも高等学校が主体になるものと考えておりますし、選挙事務に関しては、あくまでも選挙管理委員会が所管するものでありますので、町の取組としては、選挙管理委員会からの要請に応じた中での、前段申し上げた広報誌による周知啓発に対する協力程度になるものと考えております。

イの社会教育の一環としての新たな施策に関する質問については、教育長からお答えがございます。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、2点目の選挙年齢引き下げに伴う厚岸町の施策について、イの新しい制度定着まで社会教育の一環として新たな施策を考えていますかについて、ご答弁させていただきます。

法の改正により若い世代の声が政治に反映されるという見方がある一方で、投票率は下がるという懸念がされており、現在、総務省及び文部科学省では高校生などの若い世代を対象に、有権者としての自覚を養うために主権者教育を充実させるとしており、政治と選挙の大切さを説く副教材を作成し、全高校に配布しております。

生涯学習課といたしましては、選挙権の年齢引き下げに伴う啓発について、道教委の動向を注視し、歩調を合わせながら啓発活動について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 3.11の震災から間もなく年明けて5年たちます。最近は、災害としても地震、津波だけではないのですが、非常にあちこちで起きている関係なのか、あるいは人の行動なのか、そういう災害は意外と早く忘れられてしまう、そんなことを言われておりますが、いずれにしても、現在、意識というか、認識のある人方は4年何ヶ月前の3.11については、大変恐ろしい思いをしているかと思えます。そんなことからすれば、今落ち着いたというか、まだ現地では復興は進んでおりませんが、我が町でもあのような状況を受けて、さらにこの日本海溝、千島海溝の大きなものが来ると言われている、そういった中では、今、忘れてはならないやはり施策を打っていくべきではないのかなというふうに私は考えるのであります。

そこで、町が発行というか、各戸に配布されましたハザードマップ、これについては北海道のほうもいろいろなことを言われまして、厚岸町としては、これは公式のものであるというふうに私はとるのですが、その辺のところちょっと確認しておきたいと思えます。

これは厚岸町、平成22年3月に大きいほうは出しています。その後に、訂正版になるような小さいものが出ていますが、これは厚岸町として責任持って町民に配布しているわけですから、これが今、3.11含めて、この目の前に追ってくるであろうという太平洋沿岸の地震、津波に想定される範ちゅうでの指導というか、周知だというふうに厚岸町としては公式なものであるというふうに思っていらっしゃると思うのですが、その辺の確認をしたいと思えますので、その見解について意見をいただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町としては、町長の答弁でもありましたとおり、平成24年6月に、その前からでしたけれども、改めて東日本大震災を受けて、その教訓をもとに、北海道は北海道としての独自の研究のもとに、最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図というものを出されました。それを受けて厚岸町は、それをもとにして、平成25年3月に、その津波浸水予測図をもとにしたハザードマップというものを25年3月にお示しをし、町民の方にお配りをし周知をしたと。これは北海道防災会議地震専門委員会というところで作成したものであって、厚岸町はこれを受けて皆さんにお配りをしたということで、公式なものということで考えているところです。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そこを根拠にしながら、話をさせていただきたいと思えます。

今、答弁にもありましたとおり、この図面を見ても、じゃあ厚岸町に住んで安全なところはどこなのかということを考えるわけですね。すると、答弁書のあるとおり、本当に限られたところしかないというか、これも列島改造時点で民間の業者が開発したとい

うか、宮園丘陵あるいは、住の江から分離した山の手、あるいは門静偕楽園1丁目、偕楽団地というか、あの辺なんかはみんな民間が開発したところですね。そういったところに、現在も人が張りつき、また新たにうちが建っている状況を見ると、やはりこれだけこの津波浸水というか、状況を受けた場合に、やはりああいう安全地帯がいいのだというか、当然、安心して住むにはああいうところがいいのだという思いでうちを建てられる。現に仕事場というか、現在、うちの海岸ぶちで仕事場兼自宅があっても、やはりこういうふうな状況であれば、住むところ、寝食するところは別なところに建てたいという方もいるわけですよ。そういうことからして、しかしながら、どこを見てもそういう危険を払拭するようなところは遠い山の上に行かなければならないのか、遠いというか、奥地へ行かなければならないのか、あるいは現在の中でそういう町が、町がというか、公的にそういう土地がないのかとよく言われます。そんなことからすれば、厚岸町のまちづくりの中に、その安全な土地を求めて将来的に宅地を確保するというか、住民に提供するという意味でそういうものも必要ではないのか。将来のまちづくりというか、今すぐということにはならないと思いますけれども、将来に向けて、まちづくりの一端として安価な安心な土地を提供するということができないかと言われているのですが、結論からいって、そういうことについて、どのように感じられるか、まちづくりの一環だと思いますが、その辺の答弁をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 将来的なまちづくりになりますと、厚岸町全体の都市計画という、その都市施設の整備、道路含めてそういった公園等を整備することが必要になると思います。単に宅地造成だけではなくて、そういったインフラ整備をした都市計画区域を設定していくと、それをもって計画的に進めるということになるかと思いますが、現在、都市計画マスタープランの見直し作業進めておりますけれども、現在のところ、まだ町民を交えた議論は進んでおりませんが、そこまでの話は出てきていない状況であります。

そういった宅地造成等をすると、人の動き、夜中には町に人がいなくなるとか、そういうことになりますので、商店街の整備であるとか、そういったこと、単に寝食をする場所を求めるのではなくて、まちづくり全体に及ぶものと思いますので、今、単に将来に向けて、こういう展望というのは難しいのかなというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 どうしてもそういう新たなというか、今言われているのは安全なところということになると、既存の現在地を守るような考え方になってしまう。では、現在のところでそういう危険を払拭するような安全策は立てられるのかといったらば、自然を相手にしてはなかなかそういうことは無理だと私は思うのです。そういう意味からは、やはり今の人間の力というか能力というか、そういう考え方の中で、やはり将来的にはという観点から計画を立ててしかなるべきではないのかな。既存の住宅というか、住宅地を

守るといふか、確かにそれは予算がかかるし、長い年月がかかると思います。しかし、新陳代謝といふか、代のかわる世代の中で、やはりそういう安全なところがあるとするならば、私はそういうところを求めて人は移るといふか、そういう方向に行くといふふうに私は思うのであります。

実は、浜中町も、町内、あるいは霧多布市街地は勿論ですけれども、暮帰別、新川含めて、ちょっと危険ですよということ、何ぼ防潮堤があっても、この浜中町においても津波浸水予想マップをあれした場合は、大変難しいといふか、防潮堤では防ぎ切れないということが言われているわけですね。そんなことでは隣町でも、民間ですけれども、浜中駅前、あるいは茶内のほうに結構そういった移住者がふえていると。その話、原因といふか、やはり津波から自分の財産を守る、あるいは安全を守るという意味で動かれているわけですが、厚岸町もそういう町民の安全といふか、安心を将来つくっていくために、やはりそういう計画を入れていくべきだと、いつ来るか分からないから、そんなことに無駄なお金をかけてはられないと言われるかもしれませんが、やはりそういうところがあると選択される方も私はいるといふふうに思うのであります。

その点について、もう一度、ご答弁いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 安全な場所で生活をしたいという思いは皆さんお持ちだろうと思いますが、ご質問者はどこか特定の場所を想定されて、そういう場所の造成等を考えられないかということをおっしゃっているのかもしれませんが、今、我々が考えられるとしたら、相当その市街地から離れた場所にならざるを得ないといふふうに考えます。そうしたときに、その住民の皆さんが自分の自宅等を建てるときに、その安全対策至上主義、それだけを考えて、その自分のお住まいになる場所を決められているのかといふふうに考えるときに、いささか疑問があります。この3.11以降、東北でも高台移転等々の計画をされている市町村があると。ところが、なかなかそれが進んでいかないというのが、自分の住宅を決めるときに、その安全、場所だけでは考えられないということが背景にあって、そういうふうな状況になっているといふふうに認識をしております。

それと、建設課長もお答えを申し上げましたけれども、都市計画を進めていく上で町民の皆様の生活を支えているさまざまな環境、これらの住宅を、例えば郊外にやってしまうことが適切なことなのかどうなのかというような、総合的に考えていかなければならない問題ではないのかなといふふうに思います。ただ、町、市街地の近くでそういうような土地等が宅地として開発できるような、町が主体となって開発できるような土地があるのかどうなのか、それらも少しく研究しないとならないだろうといふふうに考えます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 それで、将来の厚岸町の人口を見据えた中で、私はただこれからたくさん人口がふえて、世帯がふえてという状況の中で、そのことを言っているわけではないの

です。この質問の中にあるとおり、最終的には6,000人台まで厚岸町は減ると。現実を見るとしたら、今の土地の中でというか、今、生存されている既存の宅地の中で十分なのです、数としては。だけれども、その安全というか、心の隅に持っているものを抱えながら生活するとならば、やはりそういう安心の場所がないのか、そういうところはないのかと。大規模なものを求めているわけではないのです。それこそ、モデルになるような、五、六戸、あるいは十戸くらいのところから、小刻みですけれども、より町に近いというか、特に今、漁師の皆さんも岸壁に船をつないで、あるいは目の前に船をつないでも、車で移動したりして、直接、昔と違って人力で船を上げ下げしている状況ではないので、そういう安心を買うならば、それも一つの家族を養って安全を見るとすれば、それも手だなというふうに言われているわけです。

それで、厚岸町が全部がそういう状況ではあるとは言いがたいです。海岸ぶちだから絶対危ないのだというわけでもないと思います。しかしながら、そここのところを考えながら行動するとなれば、土地を求めて家を建てるとなると、一生の、生涯の大事業ですから、それらに町は協力するというか、支援していくというか、将来的な厚岸町に家を構える人方に対して、そういうものを提供できないのかというのが私の考え方というか、狙いなのですが、現に住宅の着工戸数なんかも確かに空いていたところもあるし、所有者も既にいて、現在空いているところも、やはり孫にだとか、なかなかそこを、空き地を求めたいのだけれども、もう手がついているというか、所有者がはっきりしていると、そういう状況で、余白というか、余裕はないことは確かです。

そんな状況の中で、少しでも厚岸町の安全と言われるところに、そういう町として将来のまちづくりのビジョンとして、将来的に考えていく、求めていくと、そういう施策をとれないものかとお伺いして、これに関しては終わらせたいと思います。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、お話をいただいた話の中では、大々的ではなくて、五、六軒程度の話というふうにお伺いしましたが、その戸数程度の空き地は今、町長がご答弁を申し上げた地区に民有地としてないわけではないというふうに思います。もし、町が宅地造成等々をやる、あるいはやらなければならないというふうに考えたときに、その平場をつくるだけではなくて、道路もつくらなければならない。そこには水道、下水道も整備していかなければならないというふうにして、多額な費用がかかります。多額な費用をつくって、もしその場所が町内から相当離れるようであれば、離れざるを得ない土地であるならば、今、この市街地というのはますます廃れていくという格好にならざるを得ないのではないかとこのように考えます。

1回目の私の答弁で申し上げましたけれども、そういうような土地が、そういうような土地というのは、津波等の震災から逃れられ得る高台の土地が市街地等で開発可能という場所があれば、それは遠い将来の課題として持って対応してまいりたいと、このように考えます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 副町長の言われた最後の部分に期待をかけて終わりたいと思いますけれども、やはりこれから厚岸町の町はたくさん人間がふえるわけでもありませんし、世代交代というか、そういう中で入れ替わっていくのではないのかなと、私は思うのです。そんなことからして、行政としてやはりインフラ整備は後押しをして、あるいは直接その宅地造成ができるのか、あるいは民間にその部分をお願いして、行政が支援できるものは支援して、町民の安心を買ってもらおうというやり方もしかるべきではないのかなというふうに思うところでもあります。そんなことで、ぜひ将来のまちづくりのことからして、計画に前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、選挙年齢の引き下げの施策であります。

やはり、現在は新聞等報道等見ても、高校生を中心にということになっています。大多数の子供は教育委員会のほうでは控えていると思うのですよね。中学出て、義務教育終わっただけで高校行かなくてもいいよという子もいるだろうし、俺は高校に行かないという子もいる。そういった方はやはり高校、あるいは道が一所懸命PRしても、その部分から外れるというか、その網から逃れることになると思うのですが、そうするとやはり周りの大人だとか、あるいは町側がその町民にPRする一環としてアタックしていかなければならないのではないのかなと思うのですが、その辺のところは高校のアタックするというか、PRするところから漏れる一般18歳以上の有権者がいるというふうに思っていらっしゃるか、その辺のところはいかがですか。

●議長（佐藤議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 確かにお話のように、高校進学とかされていない子供たちもいらっしゃる、そういう面では、こういう選挙については少し別枠になるのかなと思いますけれども、その辺りも含めまして、小学校、中学校の学校教育、そういうところからやっぱり教育していくものだと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、課長が言われるように、これからの部分については18歳になったら選挙権が責任があるのだよということは、小、中学生にアピールはしていけると思うのですよね。今までの厚岸町のあれで言えば、成人式にはよくPR、言葉としては使いますよね。ですが、今年投票法が変わって、来年7月に選挙ということになれば、18歳になる方、高校出ていない方、高校に行っていない方で、そういう方であなは選挙権あるのだから、投票に行きなさいよというのは、親が言うか、周りが言うか、あるいは雇用されている事業主が言うか分かりませんが、いずれにしてもそういうアタックをしていただかなければならないと思うのですよね。国は一生懸命、新聞等でやっていますけれども、それはそれぞれ個人のとる意識だと思うのですが、やはり行政としてというか、町として、ここに住んでいる18歳以上の新有権者に対するアタックの仕方としては、特別考えてはいないのですか。



●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 1回目にもお答えしているのですけれども、高校進学率をご存じのとおりかなり高いという中では、道教委、あるいは北海道の選管も高校生を中心にこの教育をしているというふうに思います。従前から、二十歳であっても、例えば中卒で働いている方、社会人としてもう既にいろいろな形で経験されているというふうに思います。そういう中では、今回の報道を含めて、選挙権が年齢が下がったということ自体を知らないほど関心がなければ選挙にも行かれないのではないのかなというふうにも私は思いますし、それだけ広く僕は、国も、あるいは北海道含めて宣伝、このことについては周知活動十分に行っているというふうに考えますし、このことについては小学校、中学校からの公民、あるいは政治経済の中での教育で、選挙が大切であると、生徒会、あるいは児童会の中での、これは一つの社会に出るための模擬的な、私は選挙の仕方だなというふうに考えておりますし、そういう意味では培われているでしょうし、周知する行動についてもされているのではないかなというふうに認識しております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今までの過去の選挙というか、そういう例からすると、若者の投票率が低いと言われてますよね。どこでそういう色分けというか、選管が、誰が投票しにきて、この人は若い人で、この人は若い部類だから投票率が下がっているのだなとか、そういう見方で判断しているのだらうと思うのですが、そういう若い人が投票に来ないから、というか投票に行かないから、行くためにどうPRして投票率を高めるかということで躍起になっているわけですよ、現実には、その制度の変わったことも含めて。ですから、やはりそのことにこれは国が決めたことだから国がやればいいのだというわけではなくて、よく言うあなたの1票があなたの生活を変えるとか、あるいはこの国を変えるとかいうPRは、うたい文句はするけれども、やはりそこが一人ひとりが自覚して投票してもらわなければならないから、こうして力が入っているのではないのかなというふうに思うのですよね。そういう視点でやはり取り組んでいただかなければ、国がやっている、あるいはどこかでやっているから、PRしているからいいのだということでは、私はないような気がするのです。

それで、今度というか、報道等もありますけれども、ここから、厚岸町から釧路の高校に通っている分については、ほとんど住民票は移していないと思うのですよ。ただ、厚岸町から、あるいは釧路、ではなくて札幌とかいった場合は、まだ大学出て、就職には住民票が要らないという、住民票のない方もいらっしゃる。厚岸町に残して、身だけは向こうに行ってしまうと。今、郵送による投票も自覚さえ高ければ投票はできるわけですね。そういう方々も住民票はこっちに残しておいても、こっちへ郵送による投票ができ、そういうやり方はできるのですが、やはり町は高校というか、高校とタイアップとしてその辺のところの周知というのは、やり方としては、子供たちに町はやらないと思っていますか。それとも高校がやるべきだと思っていますか、そういった対応の仕方

については。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 選挙制度の部分については、選管のほうで答えていただいたほうがいいかなと思います。

高校での教育、周知の部分についてだけお答えいたしますけれども、今、盛んに言っているのは主権者教育です。ですから、制度が周知しているかしていないかということを考えれば、若者が選挙権がないということは、これ、当然知っているというふうに私は考えています。ただ、知っているから投票に行くか行かないかという中で投票率が低いのは、知らないからではなくて、そのことに対する価値観が若者が持っていないからだろうということだと思っております。ですから、その中で我々はやっぱり小学校、中学校、高校の中で、いかにその選挙で選ぶことが自分の権利として大切かという教育というのは、今までも必要でしょうし、これからも必要なことだというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 私からは選挙管理委員会事務局長としての立場からお答えをさせていただきます。

確かに次の参議院議員選挙から年齢が18歳に引き下げられた中での選挙が行われるということになっております。高校に通われて、先ほど18歳については93人ということで、翔洋高校だけではなくて、恐らく釧路の高校に通われている方々も対象になっていることになりまして、また19歳の方については、既に大学に通われている方も選挙権が新たに与えられるということになるかと思いますが、細かいことを言うようではございますけれども、札幌に行かれて既にそちらのほうで住まわれている方、厚岸町に住所地を持っていても、生活の根拠がどちらのほうにあるかということの調査も町では、町選挙管理委員会としてはさせていただいて、既にそちらのほうに住居があると、住所はここにあっても、その方々については、そういった調査をしなければならぬことになっておりますので、基本的には選挙はできないということになりますけれども、いずれにしても、学校においては、高等学校においては、今回、副教材も出されます。もう既に出ておりますけれども、この中での教育がされるであろうというふうに考えますし、選挙管理委員会としては、当然、18歳から選挙権が与えられることについては、広報等での周知を行わなければならないというふうには思っておりますけれども、それぞれ新たに選挙権が与えられる方々には、これまでどおり、選挙のはがきというものが配られます。ですから、選挙権が与えられた、与えられないというのは、それぞれが本人の中で分かることになっております。選挙管理委員会としてはこれまでどおりの選挙啓発、投票率向上に向けての選挙啓発というものは行っていくということで、新たに選挙管理委員会として、その18歳、19歳の方々、新たな人たちを対象にした選挙啓発ではなくて、全体の中での選挙啓発を行っていくということになろうかと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 先に通告しておりました通告書に従い、質問をさせていただきます。

1、住宅工事支援助成金について。

(1) リフォーム支援は、期間（予算枠の終了をもって打ち切り）を設けず、1年中受け付けをすべきと思うが、町の対応について伺います。

(2) 新築住宅は20万円から50万円の上乗せをすべきと思うが、町の考え方を伺います。

2、地方創生、活性について。

(1) 大学との連携を考え、どう付き合おうとしているのかを伺います。

(2) 人口減少、税収減少に対して、将来に向けて、その対応はどう考えているのかを伺います。

3、白浜の緊急避難所の照明について。

(1) 緊急避難所の下にトイレ、小屋、照明はあるが、実際の避難する階段と避難場所には照明も何もない。階段に照明をぜひつけていただきたいと思うが、町の考え方について伺います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の住宅工事支援助成金についてのうち、始めに、リフォーム支援は期間を設けず1年中受け付けをすべきと思うが、町の対応について伺いますについてであります。基本的には1年中受け付けをしている状況にありますが、町の予算の関係もあるため、これまでどおり予算枠をもって支援を行うことといたしますが、希望者全員が支援を受けることができるよう対応したいと考えております。

次に、新築住宅は、20万円から50万円の上乗せをすべきと思うが、町の考え方を伺いますについてであります。町議会第3回定例会において、増額に向けて検討するとお答えしたところであります。公共事業における建築工事価格が毎年上がっている状況にあり、民間の建築工事費も増加していることは認識しております。また、増額による経済効果も確かにあるとは思いますが、引き続き引き上げる額及び時期について検討させていただきたく、ご理解願います。

続いて、2点目の地方創生、活性についてのうち、初めに、大学との連携をどう考え、どう付き合おうとしているのかについてであります。地方創生を考える上で、大学教授等が有する専門知識による提言や、やがて社会人となる大学生に本町の魅力を知り、興味を持ってもらう施策展開ができないか検討しております。

まず、道東自動車道の延伸に伴う観光客をいかに本町に引き込み、交流人口をふやし、観光業としての経済の活性化を図ることは、今後のまちづくりにとっての課題と考えて

おります。その手始めとして、札幌国際大学観光学部に協力申し入れを行い、今後、具体的な連携関係をどうするか話し合っております。大学としては、札幌と厚岸間の交通距離が長く、移動に要する交通費が高額となることから、多くの大学生を厚岸町に派遣するような施策展開は難しいとされ、複数の教授等を厚岸町との連携にかかわる形を望んでおります。

まずは、広く町内の観光業にかかわる皆さんの参加のもと、教授等による観光に関する講座、もしくは講演を町内で開催して、今後の本町の観光業の振興を考えるきっかけづくりを図っていきたいと考えております。

また、来年度から、釧路公立大学の大学生の就労体験型実習を本町の観光中核拠点と位置付ける道の駅、厚岸味覚ターミナルで受け入れ、厚岸町の観光を始めとした魅力を肌で感じ取っていただき、できれば厚岸町内での就職希望を持っていただけるきっかけづくりにもしていきたいと考えております。

次に、人口減少、税収減少に対して、将来に向けて、その対応はどう考えているかについてであります。現在、策定作業中であり、厚岸町総合戦略の中で、町として人口減少にどのように取り組んでいくかを盛り込むこととなります。策定に当たっては、私を本部長とする町の課長職で組織する、厚岸町未来創生推進本部において、産業・雇用、移住・交流、出産・子育て、暮らしの四つの部会に分け、現在はその四つの部会の下に主に係長職以下の職員で構成する総合戦略素案検討スタッフ会議を順次開催し、作業を進めております。

また、関係機関、団体に所属される方や町民からの公募による方など、19人による厚岸町未来創生会議をこれまで2回開催し、年明けからも数回開催して議論を深め、人口減少にどのように取り組んでいくべきかご意見をいただく予定であります。

さらに、厚岸町の地域経済を支える一次産業と関連業種の団体の長と私との意見を交わす場である厚岸町未来創生懇話会も2回開催し議論いただいております。

人口減少を食いどめる方策は、基本的には、いかに出生数をふやすか、そして社会人となる時、いかに町内に定住するかがポイントであります。

また、税収減少については人口減少に伴う納税義務者が減少することによって生じることであり、その減収分をほかで賄うといったことは、現時点での税制上において難しい課題であると考えます。

今年度末までの策定を目指して作成を進めているところであり、策定に当たっては、人口の推移や展望を初め、素案策定の進捗に応じて、町議会議員の皆さんにも今後ご説明の機会を設け、意見をいただきながら進めたいと考えております。

続いて、3点目の白浜の緊急避難場所の照明について、階段に照明をつけていただきたいが、町の考えを伺います。ついてはありますが、まず、白浜地区の避難場所の一つであった白浜高台を現在の真龍墓地に変更した経緯を申し上げますと、平成24年6月に北海道から示された津波浸水予測図において、白浜高台が浸水区域となったことによるものであります。また、太陽電池灯や備蓄倉庫、トイレを避難場所の下に設置した理由としては、避難場所が墓地であるため、設置に際する掘削が容易でないと判断したことによるものであります。

現在、これまでに整備した避難階段で照明があるのは、コンキリエ周辺に設置してい

る二つの階段と、人感センサーで点灯する釧路開発建設部が整備したJR敷地内にある階段の合わせて三つのみであり、松葉地区集会所裏山、旧真龍中学校裏山、門静神社裏山、床潭中央高台町有地裏山、高島食品裏山、桜通り頂上横高台の各避難場所には、真龍墓地と同様に照明が設置されておられません。

このようなことから、町としては、真龍墓地だけではなく、これらの避難場所を合わせた中で、設置の必要や設置するとした場合の照明の種類、かかる予算も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 まず、住宅工事支援助成金についてでありますけれども、第3回定例会においても予算委員会の中で質問させてもらったのですけれども、最近、特に爆弾低気圧、またその台風被害ということで、いつ、どんなときにやってくるのか分からない事情が、特に町民を悩ませている現状があります。

この住宅支援助成金については、前もって住民が計画を立てて、その上で来年どうしようかという検討をなされた人たちが時期を見て支援の助成金の受け付けをもって計画的にやれるということが、事実上、そういう声を発せもできるし、それに助成金に日程を合わせて工事もできるかと思うのですね。そういう方々は、審査期間に約1カ月かかるわけですけれども、それも待てるわけですよ。しかし、それに、例えば緊急を要する台風だとか、そういうことに関して家が何らかの形で壊れたり、破損したりという事件が起きたときに、このリフォーム支援というのが非常に使い勝手が悪い。というのは、まずは台風で屋根が飛びましたと、結局すぐやりたいのに審査に1カ月ほどかかる。それを待っている間に次の台風、次の雨が来ると。昨年ではなくて、今年度のことを言いますと、10月の2日に爆弾低気圧が来まして、10月の6日にそれを追っかけるようにして台風が来たというようなときは、2日の日は何とかもっていたのだけれども、その後の台風で全部飛んでいってしまったと。それで、急遽やりたいのに、シートを張った応急処置まではいいかもしれないけれども、それ以上の事前着工は認めないということで、1カ月の審査を待たなければいけないという、この使い勝手の悪さというのが表面化されてきているということで、質問させてもらったわけですね。ですから、その緊急時に対する応対とかというのではなくて、緊急時に対応もでき得るそういった内容のものをもった1年中受け付けをすべきというふうに対応をする項目にしていただきたいというのが希望であります。

また、その予算をもって、予算がなくなった時点で打ち切ってしまった後に、ここやりたい、ああやりたいという人がその時期に外れてしまうと支援を受けられなくて、やむなくそれを断念して、自己資金で100%やるといったことの声も、これは不平等が生まれるのではないかということで、もう一度伺いますが、今はこれまでどおりの予算をもって支援を行うとしますが、希望者全員が支援を受けることができるよう対応したいと考えておりますというのは、なるべく早くしていただきたいと思っておりますけれども、まずこのことについて、もう一度伺いたいと思っております。



●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 7番議員の一般質問要求資料の通知は、当町が特定行政庁として確認申請を受けた分に加えて、総合振興局の扱った検索結果通知の分を足した厚岸町全体の通知で表示をさせていただいております。そのリフォームでなくて、新築への助成金の額については、1回目の答弁のとおりであります。前向きに検討しているということでご理解を賜りたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 それから、地方創生の活性について、大学との連携をどう考えているのかということについてなのですが、札幌国際大学との観光学部の協力を申し入れ、今後、具体的な連携関係をどうするか話し合っておりますということで、前に質問したときには、この大学との連携を密にしていくための協定を結んでいただきたいというお願いをしたのですが、町長の答弁については早々やりたいということだったのですが、今もう、今年12月です。この申し入れをしたのは去年の11月です。1年も過ぎたわけですよ。本当に厚岸町として、この大学生のことについて、地方創生、地方活性について、知恵を貸していただきたいのかどうなのかということが見えてこない。なぜならば、厚岸町の地域経済を支える1次産業と関連業種の団体の長と私との意見交換を交わす場で厚岸町未来創生懇話会を2回開催し、議論していただいております。これにも大学生が入ってこない。

それから、現在、策定作業中であり厚岸町総合戦略の中で、町として人口減少にどのように取り組んでいくかを盛り込むこととなります。策定に当たって、私を本部長とする町の課長職で組織する厚岸町未来創生推進本部において、産業・雇用、移住・交流、出産・子育て、暮らしの四つの部分に分け、現在はその四つの部課の下に、主に係長職以下の職員で構成する総合戦略素案検討スタッフ会議を順次開催し、作業を進めている。ここにもそういう協力を求めているものが何も出てこないのですよ。ということは、前にもちらっと言ったのですけれども、自分たちでやるから人の意見は要らないんだというふうに聞こえてくるし、そう見えてくるのではないかということ、私は申し上げたはずなのです。だから、国際大学との協定を早く結んで、知恵を貸してもらえばいいのではないかという提案をずっとさせてもらいました。なぜ、そこに協定を阻むかのようにしないのか。釧路新聞にも何回も出ています。大学との協定を結んで、地域活性化を探るといふことだとか、それから、自治体と大学との連携で推進をということで、学生の地方の就職だとか、それから学生が自分の町から出て行って、それから厚岸町にリターンして、就職を求めていくその大学生の考え方を聞くだとか、酪農振興への活躍の期待だとかを求めていくとか、それから、就農規則の部分について、農業ビジョンというのは3年かけて地方創生総合戦略計画をやるものについては1年しか、短いタイミングしかないのですよ。だから、国もそういうことについては悪いといえば悪いのですよ。連携がなされているようで、片っぽは時間をかけてやってもいい、片っぽは時

間かけないでやれというふうになっているので、その部分も大変問題だとは思っています。

また、その釧路の釧路自立圏共生ビジョンの中の各首長の意見交換の中の人口減対策定住促進という部分について、この答弁の中にも人口減少についてはこれから考えるというふうになっていますけれども、いずれにしても、この例えば、地域まちおこし隊定住が79%に、民間に就職、起業もという、道内中125人で79%、全国を上回るといふ北海道のそういう状態で、北海道がほかの地域よりも日本全国で住みたいという気持ちがあるということとか出ています。そういったことを踏まえて、ぜひ早くやってほしいということをずっと申し上げていたのですけれども、それについてもう一度聞きますけれども、どうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるように、6月の定例会に竹田議員から具体的に札幌国際大学との連携というご質問の中で、町長が前向きに検討するという答弁をしているところでございます。

それを受けてというわけではありませんが、その前から検討していたわけですが、具体的に札幌国際大学の窓口になっていただいている教授とお話ししていく中で、連携協定を結んだからスムーズに行くということではないということが分かってまいりました。連携をして、全て大学のほうでいろいろなことを取り進めていただくということではなくて、ある程度絞った形の中で、こういったことの課題について、いろいろな協力を求めたいというその具体性が重要だということですね。例えば、厚岸町の観光について何か提言していただきたいとか、厚岸町の総合戦略について何かご意見いただきたいとか、そういう漠然としたものではなくて、もっと具体的に絞り込む必要があるということ。それと、経費にかかる予算の持ち方があります。最初は、大学のほうでそういったことを予算についても確保した中でやっていただけるのかなというふうに思いましたが、話をしていく段階では、そうではないということになりました。というのは、その予算を確保するためには文科省のやっぱり助成が大学としては必要だということ。そのためには非常にハードルが高いそうです。申請件数の2割程度しかこの助成は当たらないということ。地方大学の、しかも私学では非常にハードルが高いということで、やっぱりかかる予算も町でやっぱり予算をもつていただく必要があるということも分かりましたので、これ今、新年度予算の中で今検討しているところでございます。ということは、個々具体的な、こういったことで連携をとれないのかという調整をした上で協定を結ぶという手続になるということでもあります。今はこのことについては、精力的に取り進めたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお時間いただきたいと思っておりますし、それについては来年度から具体的な大学との活動を具体化していきたいということでもありますので、今、その準備段階に入っているというふうに受け取っていただければというふうに思います。

それから、地方創生について学生の意見とか求めないのかということですが、確かに国の今回の総合戦略を策定するに当たって、学というところの協力も得なさいということでした。それで、厚岸町には大学がありません。ただ、釧路管内という視野で



見れば、公立大学や教育大学があるわけですが、釧路市内に、そういうありますが、地元でそういった大学がない場合は、元々高校という位置付けになっていますので、今は翔洋高校の校長先生に未来創生推進会議のほうに入っていてご意見をいただくということになっています。この進め方でやりたいということで、北海道、それから国にもこういった学という意見を取り進めるということでやりますということは報告してやっています。

大学生は非常に意見を求めるにしても、時間的なこと、それから厚岸町にどれだけの知見があるかということもありまして、これは札幌国際大学の先生にもご相談したのですが、学生には余り大きな期待を持たないでくださいと言われております。やっぱり専門の今、授業だとか就活だとか、いろいろなことがありますから、それ以外の分野にどのぐらい時間が割けるのかというのは余り過度な期待は持たないでいただきたいということでして、余り無理なことをお願いすると、やっぱり大学としても荷が重いというのですか、そういうこともおっしゃられているところではございます。

今後、戦略の中には、学生の中の意見というのは、取り込むかどうかというお話ですが、これから進行する中でそういった学生だとか大学だとか、そういったものとの協力して何かを取り組んでいけないのかというのは、進行しながらそのことについては検討していきたいというふうに思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 課長の意見聞いていたら、大学では生徒のその考え方を期待しないでほしいというふうに言っているけれども、どこの地方も日本の全体の中で、では厚岸町のような考え方で大学との連携もとらないで独自にやっぱり施策やっているかといったら、成果出ているところは大学との交流を持ちながら進んでいっているところが成果持たれているのですよ。自分の授業もあるし、就活もいろいろあるかもしれないというふうに言っているかもしれないけれども、それは1年生からやっているのですか。1年生からも就活やっているのですか。そうではないでしょう。だから、1年生から4年生までの間の人間がたくさん大学の中にいるわけですから、やらないやりたくないという気持ちであれば、そういう意見も出てくるのですけれども、やろうとしているときに、そういうことは元々分かっていますよ、そんなの。分かっていない、新たにそういうことが見つかったのだというのであれば、なるほどなと思いますよ。就職活動も何もしない、次の受験活動も大学からさらにまた別の学校に行こうとして勉強している人たちもたくさんいますよ。そんなこと前体的に分かっていて、質問しているのですよ。だから、難しいのだ難しいのだというのだったら、それはしなくてもいいのだというふうにならないですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 私が大学にこういった学生の協力をと申し上げたときに、担当してくれた教授の方のご意見であります。

ただ、これはやり方の工夫が必要かなと思っております。最初はやっぱり担当して

くれる教授と准教授とか、いろいろなクラスがございますが、その人たちに厚岸町に来ていただいて、まず活動していただくと。その中で、話し合う中で学生との連携というのを、私としては模索していきたいなと思うのですよ。できることは何かというのを見つけるのは、まずそういうとっかかりをつくってからではないかなと思うのです。今は、観光学部の対応する方はまだ、厚岸町の観光の現状だとかというペーパーにしたものは送らせていただいているのですけれども、実際に見ていただくということが大事なと思います。札幌国際大学の別の学部の先生はこちらに来てられていますから、その先生を窓口にして、その先生はよく厚岸町のことご存じです。ですから、先生の窓口にしていろいろなことの展開する、今とっかかりができましたので、まずは、いきなりマックスの状況で求めるというのはちょっと余りにも期待感持たせ過ぎますので、少しずつ進めていく必要があるのだなと思います。ただ、余り遅々として進まないという状況は持ちたくはありませんので、まずは28年度からそういう教授との窓口の中で学生との何ができるのかと具体化は話し合っていきたいというふうに思います。

- 議長（佐藤議員） 竹田議員、続きの質問は午後からということで、大変時間、申しわけないのですけれども、そういうことでお願いします。

休憩いたします。再開は午後1時からいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

5番、竹田議員の再質問から始めます。

5番、竹田議員。

- 竹田議員 まず、大学に協力をお願いして町の活性化につなげていこうという取組はやっていただきたいということなのですけれども、釧路も随分と、釧路市中心市街地を活性化しようということで、九州の市立大生が外部の弱者視点での提案をということで、今年の10月に釧路公立大学で開かれる公共政策フォーラム2015in釧路ということで参加する北九州市立大学法学部生の人たちが6人で7日間、釧路新聞を訪れて政策コンペがメインで全国29ゼミが出場し、人口減少社会の中、東京の一極集中から地方へ人の流れをどうつくるかをテーマに釧路市を始めとした市部への活性化を提案するという研究をしたということが載っていました。釧路市も随分、こういった部分について積極的にやっているわけなのですが、ただ課長もおっしゃったとおり、全額学校がもってくれているわけではないわけですね。ただ、何人呼んで、どのぐらいの滞在をして、どのぐらいのお金がかかるから無理なのか、その辺の調査というか、それはもう既に調べておられるからすぐお金が出せないというふうに言っているのだろうと思うのですけれども、それらに一体どのぐらいの学生が来て、どのぐらいの経費がかかるのか、その辺を調べているのであれば、教えていただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 大学、あるいは大学の教授等がお持ちの専門的な知識を厚岸町のまちづくりに生かしていただけるように協力関係を結んでいくということで、進めさせていただきたいというふうには思います。個々具体的にはその中に学生を巻き込んだ展開というのはその大学の教授先生とお話し合いをさせていただいた中で、どのような内容であれば、例えばどのくらいの規模までなら厚岸町においてその学生の活動をしていただけるのかというのは、もう少し関係を構築しつつ、そういうお話もさせていただきたいと思います。今、その具体的な人数をもって話し合いをしているという状況ではございません。ただ、難しいということはおっしゃっていただけますけれども、難しいということがどういうことなのかというのは、もう少し踏み込んでお話を聞かせていただく必要があるかなというふうに思っております。

いずれにしても、大学との連携というのは前向きに検討させていただいている最中ですので、その辺はご理解いただきたいと思います。ちょっと歯切れの悪い答弁になるかも分かりませんが、今の段階ではそういうことだということでご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 答弁の中で当然ですね、経費がかかるからお話をされるのであれば、それは前もってこれくらいの規模であればこのくらいかかるのだということをもう既に話されているのだらうと思っていたのです。だから、お金がかかるから予算づくりをしなければいけない。今までなかったところに予算をつけなければいけないわけですから。だから、僕はもう当然、その調査しているものだと思っていたのですよ、1年以上たっているわけですから。ですから、それは言ってもしょうがないのかもしれないですけども、今後もうちょっと話を煮詰めて、この地方創生活性についてはもうやらなければならないの目前と来ているわけですよ。ですから、幅広くいろいろな人の意見を聞くということがとても大事だと思うのですよ。これからの厚岸町のことについて、はっきりとしたビジョンを出していかなければならないわけですよ。ですから、いろいろな人の意見、いろいろな人のこと聞くべきだ。

前にも話したのですけれども、町内の人間が、これ否定しているわけでもないし、別にどうのこうのはないですよ。ただ僕がそのときに言ったのは、前に質問したときに提案したのは、町内に住んでいる方が町内の目線で町内の知り尽くした分野でいろいろ活性化について話をしたところで、行き着くところはどこかで詰まってしまうだろうと、それであれば見たこともない、聞いたこともない、いろいろな地方のことを勉強したり、活性化について研究している人たちの意見を聞いたほうが厚岸町にとってはプラスになるでしょうと、そのための先行投資というのは必要でないかというふうに思うのです。だから、その先行投資するの、ではどれだけの規模の人間を呼んで、どれだけの人間が呼んだらどれだけの宿泊費、どれだけの交通費がかかるからこれだけの予算を見込まな

ければいけないなというのは、当然もう済んでいなければならぬ段階ではないかというふうに思うのです。

お昼前に課長、答弁しました。6月に私が質問したときには、町長は前向きに検討したいというふうに言ったのだというけれども、僕が言ったのは9月ですよ。9月に町長は早々にと言ったのですよ。それらも含めて先行投資という考え方、僕は間違っていないと思うのです。その先行投資をして、大学生との交流をして、いろいろな知恵を貸していただければということを進んで早目にやっていただきたいと思いますと思うのですけれども、もう一度伺いますけれども、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

この大学での協定締結の関係であります。先般の議会でも答弁をし、前向きに検討したいということでございました。これは、竹田議員から内々になるお話を聞く中で、これは大事なことであり、これからの町政の大きなプラスになるだろうという私の期待、願いを込めて答弁をさせていただいたところであります。直ちに担当でありますまちづくり推進課長にその作業を進めるように指示をいたしたところでございます。

ところが、大学等の話し合いの中で、竹田議員が考えているようないろいろな課題、これらが重くのしかかってきた。さらにはまた大学側の考え、先ほど担当課長からお話がありましたが、そういう問題も出てきたという現在でございます。そういう意味において、今お互いにお話し合いをしながら具体的な連携をどのようにしたらいいのかという壁に突き当たっているという現況でございますので、どうか協定は必要ないというわけではございません。今言いましたとおりの経過を踏まえての今日を迎えているということでございますので、この点をご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 何回も言ってもしょうがないのですけれども、1年たった中で、ではその大学とのいつ、何月何日にどんな話をして、どんなセッションしてどういう経過になったのかということを実際に時系列をもって説明してもらいたいくらいなのです。お金がかかるというから、では幾らかかるのか調べてみたら、調べてるのかといたらそれも調べていないというからさ、それではちょっとおそすぎるなというふうに感じるのはいやがらないと思うのです。もうちょっと前向きに検討してもらいたいなと。やらないということではないということなのでそれはいいのですけれども、お互いのその連携を持つことがいろいろなその資料を見てもマイナスになっていないということだけは事実だと思います。この認識を確かめたいと思います。マイナスにはならないだろうということと、それから連携を結んだほうがプラスになっていくだろうと。もう一つ、連携を結ばなかったとしても、大学とのその知恵をお借りすることについては厚岸町にとってはプラスになっていくという、この三つを認識を共用したいと思います。そうなのかそうでないのか。そして今後、早々に協定も含めて大学との連携を深めながら、今後ど

ういう課題が厚岸町にとって、こういう課題、具体的策を述べて、それに対応してもらおうということははっきり答弁してもらったので、それはそれでいいと思います。ただ、今言った3点について勘違いされたら困るので、そこがお互いにメリット性あるのだということを認識しているかどうかということを確認したいと思うので、もう一度お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 再度お答えをさせていただきます。

このことについては、竹田議員、既にご承知だと思いますが、窓口になっておりました教授が転務したのです。そういうこともありまして、学長とはつなげていただいておりますわけですが、そういうもろもろの当時考えていた構想がいろいろと動いているのです。それで今、時間を貸してほしいと。協定を拒否しているわけではないのです。ですから、そういうことでやはり大学の先生の素晴らしい知恵を借りて、厚岸町をさらに活性化したい、発展をさせたいという気持ちは変わりませんので、そういうことがありますので、若干時間をお貸しをいただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 まず、よろしくお願いたします。

3番目の白浜の緊急避難所の照明について。

まず、緊急避難所という名称がつく部分と、避難所というふうにつく部分とがあるというふうに聞いたのですけれども、その区別をする意味合いというのですか、これはどういうことを意味して位置づけしているのかということ、まず聞かせてください。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回の3点目のご質問につきましては、ご質問者のほうから緊急避難場所ということでご質問がございましたけれども、現在厚岸町の地域防災計画の中では避難場所といったものとしては、三つに分けております。ご質問につきましては、高潮津波時の緊急避難場所ということでございます。そのほかには、広域避難場所、それと指定避難所ということで、地域防災計画の中では三つに分けております。当然、指定避難所となった場合については施設であります。避難場所といった場合については、施設並びに施設でない場所ということで区別をしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。緊急的に避難する場所と、それから、定期的に避難できるけれども建物が無い、指定避難所は建物があるという、その区別をしているということ

ですよ。

緊急避難所のトイレがあるかないとか、照明があるないという場所がたくさんあるというふうにご答弁があったのですけれども、それはおいおい照明もつけていかなければならないのでつけていくというご答弁をいただいたので、それはやっていただきたいなというふうに思います。ただ、災害はいつ来るか分からないということもありますので、計画的に、避難階段で照明があるのはコンキリエ周辺に設置している二つの階段、人感センサーで点灯する開発建設部が整備したJR敷地内の三つであるという。松葉地区集会裏山、旧真龍中学校裏山、門静神社裏山、床潭中央高台、町有地裏山、高島食品裏山、桜通り町道横の高台、各避難には真龍墓地と同様に照明が設置されておりませんという部分で、これらをこれから整備していくということなのですけれども、これらの整備について計画的に、段階的にもしやるのであれば、いつごろをめどにしてそういう計画段階を持ってられるのかということをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今現在、階段に照明を設置しているコンキリエにいたしましても、もし大きな地震があった場合に停電になったときにはこの照明はつきません。停電する可能性がございます。それで、各避難場所については、太陽電池灯でまずはここが避難場所であるということを示すために太陽電池灯を設置しているということでもあります。

町長の答弁でもありましたとおり、白浜につきましては、本来上に太陽電池灯を設置すべく考えておったのですが、何せ墓地なものですから、変に掘削をしてしまうと、さまざまなものが出てくる可能性もある。実際にもう既にその墓地の形成をなしていない部分もございますので、それでいたし方なく、下のところにここが避難場所の入口ですよということで太陽電池灯を下に設置させていただいたと。

今回改めて議員のほうからご質問があった中で、考えてみるとこれだけの避難場所、階段の設置している避難場所にその太陽電池灯は設置はしておりますけれども、その階段を照らす照明がないということで、改めて今、認識をさせていただいた中で、今後いつ、どういった形で設置ができるかということについては、これから検討する段階で、今、この場でいつごろまでにとすることはお示しすることができないことについては、ご理解いただきたい。ただ今後、そのかかる費用も当然、どういった形で、一つ説明した中では、JR敷地内での階段であれば、これは人感センサー、照明が照らされるような構造になっているということもありますし、停電になった場合にも照明が、要は消灯しないでそのままになっている状態にするといえ、どうしても太陽電池のほうはふさわしいと思いますので、その辺も含めて検討、これから行っていきたいということでもありますので、時期等については、今この段階ではいつごろまでということについてははっきりとしたご答弁ができないことについてご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 大体でいいです。3年後か、5年後なのか、10年後なのか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 一つ例え、例として、そのJR敷地内の人感センサーでつくようになっているやつは、階段の長さも相当ありますので、それが例になるかどうか分かりませんが、これだと50万円ということだそうです。これは釧路開発建設部さんのほうからいただいている資料ですけれども、となると今ついていない箇所を何カ所か、町長の答弁でありましたけれども、そうなるとかかる費用というのも当然かかってまいりますし、これを全て単費で行うかどうか、とりあえず今、緊急防災基盤整備事業債というものがございますけれども、これが今、28年度で期限が切れると、その後、29年度以降も継続してその起債が続くかどうかというのはこれからの話ですので、そういったところも財源含めながら考えていかなければならないので、いつごろまでというのはちょっと申しわけございません。ただし、前向きには検討してまいりたいというふうには考えています。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告のありました8名の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち森脇智亮委員と五味佐恵子委員が、平成28年3月31日をもって任期を満了することになります。つきましては、同条第3項の規定により、厚岸町町議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実像に通じ、人権擁護について理解のある両氏を当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

意見を求める委員の候補者を申し上げます。

初めに、議案書1ページ、諮問第1号をごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目43番地。

氏名、森脇智亮。

生年月日、昭和37年7月31日。

性別、男。

職業、僧侶であります。

森脇氏の学歴と職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供して

ください。

次に、議案書3ページ、諮問第2号をごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町宮園1丁目10番地。

氏名、五味佐恵子。

生年月日、昭和26年5月14日。

性別、女。

職業、無職であります。

五味氏の学歴と職歴については、次のページに記載しておりますので参考に供してください。

なお、任期は同法第9条の規定により、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年でございます。

以上、簡単な説明であります。ご承認くださるようお願いをいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、諮問第1号について質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（佐藤議員） 次に、諮問第2号について質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。



- 議長（佐藤議員） 日程第4、議案第79号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第79号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静地区を走っている国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また石山への道路としても使われており、比較的大型車両が多く通行する道路となっております。その道路状態は経年劣化により、路面にひび割れやわだちが発生して、通行に支障を来しており、また旧尾幌1号川にかかるホマカイ橋も建設から約40年がたち老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め、平成31年度までの事業期間として防衛省の補助を受けて事業を実施しているものであります。今までに、計画路線にあるホマカイ橋の架け替え、軟弱地盤対策、法面対策及び一部改良舗装を行っております。今年度は軟弱地盤対策を終えた箇所での改良舗装工事を行なうものであります。

今回、契約の内容であります。1として、工事名、（平成27年度国債）太田門静間道路改良舗装工事、2として、工事場所、厚岸町太田宏陽、3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、7社の参加によるものです。4として、請負金額、金7,560万円也、5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

6ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要ですが、道路改良舗装工であります。延長598.28メートル、幅7.50メートル。拡幅部分の構成は、表層、密粒度アスコン、厚さ3センチメートル、基層、粗粒度アスコン、厚さ4センチメートル、上層路盤工、アスファルト安定処理、厚さ5センチメートル、下層路盤工、0から40ミリ砕石、厚さ40センチメートル、凍上抑制層、山砂、厚さ40センチメートル、高さ調整部分の構成は、表層、密粒度アスコン、厚さ3センチメートル、レベリング層、アスファルト安定処理、平均厚さ6センチメートルとなっております。

工期ですが、着手は、契約締結日の翌日、完成は、平成28年9月30日末とするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、標準施工断面図は、別紙説明書のとおりです。

7ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央やや下の丸で囲った部分、太田地区と門静地区を結ぶ太田門静間道路の国道44号付近となります。

8ページをお開きください。

図面左、起点である国道44号から図面右太田地区に向かう配置となっております、事業区

間のほぼ中央であるホマカイ橋までの平面図を示しております。国道からの入口、上下2カ所の表示がありますが、上が現道となり、下が計画路線となります。そこからは、現道と計画はほぼ同じ路線をたどっていき、図面右側、既設ホマカイ橋を通るのが現道、その上部に示している新設ホマカイ橋を通るのが計画路線となっております。

現在まで施工を終えている箇所は、図面中央部、上方向に引き出し施工済みで示している改良舗装工、延長500.00メートル及び図面右側に示している新設ホマカイ橋の架け替え部分であります。また、施工箇所が点在するため、図面には示していませんが、計画路線部分や既設道路脇に土を盛り、地盤強化を図る軟弱地盤対策を行っております。

今年度は、図面左の国道44号から入り、曲線区間を終わり、現道と計画路線が交わる箇所から図面中央部の改良舗装工の施工済み箇所に接続するまでの区間であり、改良舗装工、延長598.28メートルとなります。図面中央下部に改良舗装工の標準施工断面図を示しております。既設道路の路肩部分を拡幅し、高さの調整のため、中央部分に舗装によるかさ上げを行います。拡幅部分と高さ調整部分の舗装等の構成は説明したとおりとなっております。これにより、車が通る幅、片側2.75メートルは変わらないものの、路肩に余裕ができるため、全体では現道より若干広くなり、7.00メートルから7.50メートルとなります。なお、別途お手元に参考資料といたしまして、11月30日に執行いたしました指名競争入札結果を配布させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 本事業は、6ページを見ますと工期が平成28年9月30日まで、債務負担行為で年度をまたいでの事業と理解をさせていただきました。

今年度、当初予算1,503万5,000円が計上されまして、今回補正で76万円減額になっていきますよ。そうすると差額の1,427万5,000円、この分の事業費を今年度中にやるというふうに理解を私なりにさせていただいたのですけれども、まず債務負担行為、債務負担行為の意味について、恥ずかしいのですけれども、教えていただきたいと思います。これで、2カ年で工事まがりますよね。そうしますと、先ほどの見ました1,427万5,000円から総事業費を差っ引きますと7,560万円、この工事が平成28年度に実際に行われるというふうに理解をしたのですけれども、それでよいのかどうか。

それから、8ページの図面でございます。

8ページの図面、左側に延長598.28メートルの工事区間というふうに示されておるのですけれども、この図面、27年、28年にかけて全体これだけやりますよということで理解をしたのですけれども、しからば27年度中にどちら側から、国道側からなのか、石山側なのか、27年度中に行われる事業はどこから何メートルなのかなというふうにお尋ねをしたいと思います。これは2年で598メートルというふうに理解をさせていただいたのですけれども、このお金はきちんと予算で計上されているのですけれども、事業のほうはお金どおりの金がさでいくのでしょうか、それとも前倒しでやることができるのです

か。債務負担行為でなっているものですから、その辺、平成27度中、3月までに行われる事業というものはどこからどこまでなのだと。それから、お金は今言った数字でいいのかどうか。この辺について確認をさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この度の工事でありますけれども、防衛省の補助を受けてこれまで行ってきております。この度の財源も防衛省の補助を受けたものということで、ご質問のとおり、債務負担行為による工事発注となっております。この債務負担行為と申しますのは、一つの支出負担行為に対して、複数年以上にわたりその債務を負うといえますか、支払い期間は単年度ではなくて複数年に及ぶというふうにご理解していただければいいかなというふうに思います。

8ページの図面での左側の平成27年度国債施工区間598.28メートルの着手場所でありましても、これはこの後議決をいただいた後、落札業者と契約の締結の手続に入るのでありますけれども、その後に施工業者側から工事行程表が出されてくるものでありまして、その段階でどこの部分をいつからいつまで施工するのかという協議に入ります。したがって、現時点ではどちらから、あるいはどの部分をまず着手するという協議は行っていないということ、今後行うということであります。

それから、資金の関係でありますけれども、債務負担行為、国のお金も平成27年度国債ということで、平成27年度に支払われるのが全体事業費の2割相当分になります。28年度に支払われるのが、全体事業費の残り8割相当分というふうになります。これは工事費だけではなくて、工事雑費、いわゆる事務費を含めた精算となるわけでありましても、この一つの契約でありますので、事業者が施工能力によりその2割を超える工事の進捗があってもそれは構いません。しかし、今年度における支出については、この2割相当額ということでの契約でありますので、幾ら工事が進んでも2割を限度までの工事請負費の支払いしかできないと、そのような仕組みであります。したがって、工事の前倒しはできますけれども、資金の前倒しはできないというふうにご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 分かりました。それでは、そうすると工事はどっちから進むか分からないよ、真ん中かもしれないしということで理解をしなければならないということですね。僕はまたどっちかから、端から順番かなというふうに理解したのですけれども、そうではないのだ。

それでは、この図面、8ページの図面なのではありますけれども、標準施工断面図を言っていたのですけれども、この表を見ていると、現状の高さと比較して、何メートルぐらい高くなるのかなと、これが判断できないのですよ。舗装するから下がることはないだろうと、軟弱地盤ではあるということなのではありますけれども、当然、ここは以前から幾度となく冠水をしています。冠水対策、かさ上げの必要が私はあると思うのですけれども、こ

の辺についてどうなのか、検討されたのか、現状のままでいくのか、この辺の考え方についてお答えしていただきたい。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、この度の工事につきましては、いろいろ、道路をどのルートにするだとか、いわゆるそういう線形の検討もしております。中でも軟弱地盤対策が必要となっております現状からしますと、この周辺は軟弱地盤が多い場所であります。工事費のできるだけ抑制したいという考え方から現道を利用していこうということとなりました。この現道も新たに全部掘り下げるのではなく、この度の工事を施工するにおいて必要な部分の施工にとどめる関係から、このレベリング層ということで平均厚さ6センチメートルの高くなる工事が発生いたします。これ、平均厚さ6センチでありますけれども、現在よりは実際には9センチほど現状よりも高くなる計算であります。これは、旧尾幌1号川側から来る浸水を防ぐためのかさ上げではなく、道路の施工上必要となった結果でございます。なお、そのかさ上げをして水を止めるという検討については、これはすべきでないという判断のもと、今回そのかさ上げについては計画の中には盛り込んでいないということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、その道路のかさ上げ、そういう判断をされたということなので、私がかさ上げすることによって道路が冠水しないように、せっかく改修工事をしたら何十年も、20年や30年、この道路はちょされなわけですね。そうすると、今までも冠水しているわけですから、やはりしっかりと10センチ、今言うように9センチと言っていましたよね。その程度で大丈夫なのかな、また大雨のとき冠水するのではないかなと、この辺は一考を要するのではないかなと考えました。それはそれで検討した結果なのでしょうから、それはそれで、納得はしないですけれども、やむを得ないのだろうなど。その上で、再度、新たにお聞きさせていただきます。

既に、当初予算でも承認になってここに来ているわけでございますけれども、その今の説明ですと、道路の選定についても内部で協議をされたと説明がございました。軟弱地盤でということなので、この図面見ますと、こぶのようにぐるっと迂回しているのですよね。道路ですから、直線化が望ましいのではないかなと思うのですよ、僕は、遠回りするよりは。この辺についての選定のときに議論があったのでしょうか。今、選定の道路のあれについては現道でということですから、これが望ましいという判断に至ったと思うのです。ですけれども、この6ページの図面を見ても、8ページの図面を見てもかなり大回りに回っていますよ。将来、この道路1回直したら、今回これだけのお金をかけて整備するのであれば、真っすぐ直線化しても、僕はよかったのではないかな、そういう検討もされたのでしょうか。やむを得ず現道で、お金がないからこうなったのか、この辺についても検討されたのかどうなのか。私はやはり一つの道路を改修していくのであれば、将来もその道路が有効性、冠水対策も含めてしっかりと

道路の維持補修のときに、改修工事のときには考えていかなければならない課題ではないかと思えます。ぜひそういうことも含めて、今後のこういう何千万もかかる道路の整備につきましても、検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 先ほどの答弁不足があったようでございます。議員が心配されている門静市街地側への浸水、もしかしたら今回の工事で一緒に合わせ、検討すべきであったのではないのかなというご意見というふうに伺いました。

失礼いたしました。

現状は道路をまたいで尾幌集会所裏側にまで到達する現状となっております。これはここが河川が通っております。東側から及び旧尾幌1号川に続く……。

門静集会所でありました。失礼いたしました。

その河川の一帯は、実はここは調整池の役割を果たして、こぶの内側ですね。旧尾幌1号川があふれると、一旦ここにしばらくの間、水がたまり、次の浸水までに時間を稼いでくれるといいますか、たまる部分でございます。これは門静集会所裏まで続いていて、それがあふれるとずらっとあふれてくるという現象になっておりまして、この部分を直線化すると、その川の改修、そういうものが伴います。できればこの調整池の役割を最大限に活用させていただきたいなということで、今回はそれを避けたということでございます。なお、道路のかさ上げについては、これまでも地元の方々のご意見も伺った中での判断になりますけれども、川より門静駅側に住居を構える方は道路を塞ぐことによって水が来ないということは、それはいいのだと、防災対策としては理解できると。しかし、あの国道を走る橋から上流側の尾幌手前の地区にも数件の居住者がおります。そこの方のことを考えると、自分のところだけを止めてもそちらは何の効果もない。これであれば、門静尾幌地区一帯の冠水対策にはならないということで、真ん中にはせきどめするような道路にはしないでほしいと、そういうご意見もありました。したがって、私どももそういうようなことを踏まえて、今回のかさ上げはしておらず、あそこの浸水対策においてもできるだけ遠くのほうから今、手がけてきている状況であります。この直線化については、あくまでも工事費の抑制、それから現道を生かすことはこの現在の水の流れを遮断しない限り、この調整池は大きく効果を果たすものでありますので、これを最大限生かしていこうという判断結果でございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。
  
- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第80号 厚岸町職員定数条例及び厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
総務課長。
  
- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第80号 厚岸町職員定数条例及び厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。  
本条例につきましては、一部を除き、平成28年4月1日から施行される農業協同組合法等の一部を改正する等の法律における農業委員会等に関する法律の一部改正により条ずれが生ずることから、厚岸町職員定数条例及び厚岸町証人等の実費弁償に関する条例において引用されている同法の条番号を法改正後の条番号にそれぞれ改めるために改正するものであります。  
続いて、改正条文の説明をいたしますが、本条例につきましては2条建ての構成とし、第1条が厚岸町職員定数条例の一部改正、第2条が厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。なお、説明は議案書により行いますので、別に配布しております議案第80号説明資料の新旧対照表については、参考として併せてごらんいただきたいと思います。  
それでは、議案書9ページをごらんいただきたいと思います。  
初めに、第1条厚岸町職員定数条例の一部改正については、同条例第1条中、第20条第2項を第26条第2項に改めるものであります。  
次に、第2条厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、同条例第2条第1項第9号中、第29条第1項を第35条第1項に改めるものであります。  
次に、附則であります。  
この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律における農業委員会等に関する法律の一部改正に関する規程部分の施行日に合わせ、平成28年4月1日から施行するものであります。  
以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。
  
- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。  
12番、佐々木亮子議員。
  
- 佐々木議員 条ずれの訂正ということなのですが、農業委員会の改正ということで新たになったわけなのですが、農業委員会の法律、これの改正によって、これまで

の職員の実務ですとか、あるいは調査ですとか、そういうものによる変更というのはなくて、ただこの条ずれの変更だということで確認させていただいていいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回のこの条例改正につきましては、あくまでもその農業委員会等に関する法律の一部改正によって大幅に条ずれが生ずるために、それに合わせたその引用している条項番号を引用している条例の改正であって、今回のその農業委員会等に関する法律の一部改正によって事務局とあとは委員等がどのような形になるかというのは、それぞれ既に国のほうからは示されておりますけれども、今後、それは必要な条例等の改正が必要であれば、今後、議会において条例改正の提出をさせていただくようになるかと思えます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第6、議案第81号 町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第81号 町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、先の平成27年第3回定例町議会において議決をいただいた町税条例等の一部を改正する条例、平成27年厚岸町条例第24号の一部を改正する内容となります。

改正の手法であります。この改正はさきの改正条例厚岸町条例第24号の改正の中で、平成28年1月1日を施行日とする未施行の改正規定部分を改正するものでありますので、

改正後に溶け込んだ条文を改正するのではなく、改正規定を改めるものとなります。

それでは、改正部分について、別紙お手元に配付の議案第81号、説明資料の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

初めに、1ページの上段になります。

第1条の改正規程のうち、町税条例第2条第3号及び第4号につきましては、納付書及び納入書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づく法人番号の記載を求めたものでありましたが、個人番号の取り扱いと同様とするため、国の取り扱いが変更されたことにより、法人番号の記載を求めないとするものでございます。当該改正規定を削除するものであります。

次に、その下の中段部分の改正につきましては、先の第2条第3号及び第4号の改正規定中に規定していた番号法に関する規定を削除したため、第29条の3、第8項の改正規定中に引用する法律名と略称を追加するとともに、法人番号についての定義を明確にするため、根拠条項番号を追加するものであります。

次に、下段部分の改正、2ページの上から二つの条の改正につきましては、法人番号についての定義を明確にするため、根拠条項番号をそれぞれ追加するものであります。

次に、下段、附則の改正につきましては、先に説明いたしました第2条第3号及び第4号の改正について、番号法の規定を削除したため、これを削除する内容であります。

以上が、このたびの改正内容となりますが、町民の皆さんにおける事務手続に関しての一切の変更はございません。

議案書10ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、交付の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第7、議案第82号 厚岸町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第82号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

厚岸町営住宅管理条例は、全7団地41棟380戸の管理について必要な事項を定めているものです。現在進めております有明団地の町営住宅建てかえ事業による、平成27年度に移転を終えた有明団地1棟4戸の解体を行うため、解体予定住宅の用途廃止を行う条例整備が必要となり、本案を提出するものであります。

お手元に配付の厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

別表の改正でございます。

第3条関係は、町営住宅の設置位置等の規定であります。4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から40の項までを1項ずつ繰り上げるものであります。

議案書の11ページをごらん願います。

附則でございます。

この条例は、平成27年12月14日から施行する内容であります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 本案は、有明町営住宅の空き家撤去に伴う条例の整理でございます。条例の一部改正が空き家になって撤去するわけでございますから、速やかに改正すべきと、本条例の改正については賛成でございますけれども、現在、有明町の町営住宅の入居可能戸数と実質利用者、利用戸数というのですか、これについてお尋ねをさせていただきます。

- 議長（佐藤議員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 現在の有明住宅は全36戸、そのうち入居者が利用しているのは23戸となっております。

- 議長（佐藤議員） 南谷議員。

- 南谷議員 36戸のうち23戸が入っているということで、13戸ほど空き家になっていると。有明の町営住宅に住んでいる方々、本当に少なくなりました。かつては公園の草刈りなんかも住民の皆さん共同で草刈りなんかもしていたし、周りの環境の整備、清

掃なんかもみんなと一緒に力合わせてやっていたのですけれども、今住んでいる皆さん、高齢化が進んでいます。さらには、非常にお年寄りも多くて、草刈りにも参加できない。それから、あそこは湿地帯にできたところでございますから、排水溝も非常に古くなって目詰まりをしておりますし、大雨、異常低気圧のときなんかは玄関まで冠水する状態にございます。ですから、今住んでいるこの23戸の皆さん、非常に環境が前よりは住みにくくなったという声がありますが、この辺の実態について私も行って何回か見に行っているわけでございますけれども、残された住民の皆さんが不自由を感じない、その側溝の整備とか、最低限、私は必要だと思います。

住民の皆さんからこれらについての町長への要望の声も伺っております。ですけれども、その後、これらの対応も含めて町としてはどう対応されているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 有明町住宅にお住まいの住民の方々には、日ごろより施設の管理についてもお心配りをいただきまして、特に集会所周りの清掃、あるいは草刈り等、積極的に協力いただいているところでございます。

そういった中で、昨年、1棟目の解体をさせていただきました。そこに空き地ができたというようなことで、その周辺をよく見ると、公園はきちんとあるのですけれども、もう一つ公園らしき、いわゆる緑地帯ですね。これ当初、開発工事を行ったときに必要な緑地帯の確保だということ分かったのですけれども、これらが今まで草刈りが行われていなかった状況がありました。今回、新しくできた敷地の管理も含めて、広く見渡せるようになった関係で新たな緑地も整備する必要があるということで、これについては自治会のほうではなく、私ども町のほうで直接管理をさせていただいているというふうに変わってきております。

また、道路の公住と公住の間の通路でありますけれども、排水管が入って古くなり、一部壊れていたり土が入っているところがございます。こういった部分については、先般、砂利を厚く盛り、玄関前に水が滴らないように、長靴ではなく短靴でも歩けるような、そういった道路の維持ができるように砕石を敷いて管理をさせていただいております。今後もそういった部分での対応になるかと思っておりますけれども、できるだけ住みやすい環境、ご意見をよく聞いた上で、できるものから対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 大変明解な答弁ありがとうございます。

住んでいる人がやはり不安に、どんどんどんどん人が減るわけですし、高齢化の人しか残らない。そうすると、非常にかつてはにぎわいを持っていた町営住宅としての機能を果たしていたのですけれども、刃こぼれのように住んでいる隣もいなくなる。そうすると、ますますすさんでくるわけでございますよ。ですから、やはり町としても住んで

いる人が不安にならないような対応をしていただきたいと思います。

それから、答弁漏れあったのですけれども、地域住民からの町長への要望があったと思うのですよ。これについて私は、その後何の返答もないと。やはり、町長が行かなくても対応できるものはできる、できないものはできない、要望を聞くくらいは私は速やかな姿勢をとるべきではないかと思うのですが、もう私の記憶では半年ぐらいたっていると思うのですが、いかがでしょうか

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 大変失礼いたしました。

ご質問の中に町営の要望ということの経過でございます。この有明自治会から現在の町営住宅建て替え事業の今後の推進について、自治会としてのご要望を町にお伝えしたいということでお話を伺っておりまして、これについてはそれを近日中に町長への要望ということでされるということだと思いますけれども、それに至る間の間にも私どもも何度かその自治会の会長さんとかこういうような私たちの要望があるのだと、聞いていただきたいということでお話も直接伺っておりますので、これもきちんと町長にもお伝えしてございます。今後の建て替え推進に当たっては、地元の意見をよく聞くようにと町長からも指示されているところでございますので、そのように進めてまいりたいというふうに存じます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第8、議案第83号 厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第83号 厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容

をご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、附則第1条第4号の個人番号の利用に係る規定が番号法の施行期日を定める政令により平成28年1月1日から施行されます。国は、個人番号を利用することによって、国、都道府県、市町村等、複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることが可能になるとともに、情報の連携を行うことによって、年金や福祉給付等の申請時に必要な所得証明書などの添付書類を削減し、住民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能になるとしております。

番号法では、国、都道府県や市長村等、厚岸町以外の機関との情報連携が番号法に定められた社会保障、税、防災の分野の事務において、情報提供ネットワークシステムという仕組みを介して行うことができます。

しかし、市町村が番号法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において、個人番号を利用する場合や個人番号を利用している事務において、税担当課と福祉担当課といった町内同一機関内で個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報の連携を行う場合は、番号法第9条第2項の規定により条例を定める必要があるほか、町長部局と教育委員会といった庁内他機関との間で、特定個人情報の連携を行う場合も番号法第19条第9号の規定により、条例を定める必要があるとしております。

このようなことから、社会保障税番号制度のメリットをより高め、町の内部においても個人番号を利用した情報の連携を可能とするため、新たな条例を制定しようとするものであります。

議案書12ページをごらんください。

続いて、条例案の内容について説明いたします。

第1条は、条例の趣旨を明らかにしたもので、この条例は番号法第9条第2項の規定に基づく番号法に規定されていない事務で個人番号を独自に利用するための独自利用事務及び庁内で個人番号を利用して特定個人情報の授受を行うための庁内連携並びに番号法第19条第9号の規定に基づく庁内の他の機関への特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、この条例において用いられる用語のうち、第1号では個人番号、第2号では特定個人情報、第3号では個人番号利用事務実施者、第4号では情報提供ネットワークシステムの定義を定めており、いずれの用語についても番号法の条項番号を引用した規定としております。番号法で規定している各用語の定義を申し上げますと、第1号の個人番号は番号法第7条第1項、または第2項の規定により住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票にかかわるものを識別するために指定されるものをいいます。

第2号の特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

第3号の個人番号利用事務実施者は、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号事務の全部、または一部の委託を受けた者をいいます。

第4号の情報提供ネットワークシステムは、国の機関や地方公共団体などが使用する電子計算機を相互に接続し、特定個人情報のやりとりを管理するために番号法に基づき

新たに総務大臣が設置、管理するシステムをいいます。

第3条は、番号法第5条の社会保障税番号制度導入に当たっての地方公共団体の責務に関する規程を踏まえ、本町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に当たり、広く町民へ厚岸町の責務を明示するもので、町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずること。国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施することを規定しております。

次ページ、第4条第1項は、番号法第9条第2項の規定に基づき、福祉、保険、もしくは医療、その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務、その他これらに類する事務において、厚岸町が行政サービスの向上や行政事務の効率化を図るために、個人番号を独自に利用する事務を規定しております。

具体的には大きく分けて二つであります。

一つ目が、本条例の別表第1の右欄及び別表第2の中欄に掲げる事務であります。

次ページの別表第1をごらん願います。

上から順に、町長を機関とするものが、1の乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの。2のひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの。3の重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの。4の介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもので、教育委員会を機関とするものが、5の要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する事務であって規則で定めるものの合わせて五つの事務であります。

議案書13ページへお戻りください。

二つ目が、町長または教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務であります。

ここで、別に配布しております参考資料の27ページ、番号法別表第2をごらんいただきたいと思っております。

具体的に現時点での厚岸町における番号法別表第2の第2欄に掲げる事務としては、番号法別表第1における利用事務を基本に、別表第2中30ページ11の項、次ページ18の項、33ページ27の項、次ページ31の項、その次のページの38の項、その次のページの42の項、その次のページの48の項と56の2の項、39ページ61の項と62の項、その次のページ70の項と74の項、その次のページ80の項、44ページ94の項、46ページ108の項、その次のページの116の項の事務であります。

再度、議案書13ページへお戻りください。

第2項本文は、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための、いわゆる庁内連携について規定しております。庁内連携により利用する具体的な特定個人情報は、別表第2に規定しております。15ページの別表第2をごらん願います。

それぞれの事務において利用する特定個人情報については、いずれも住民票関係情報であって規則で定めるもの、それと地方税関係情報であって規則で定めるものとしております。

13ページへお戻り願います。

同項ただし書きは、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して、

他の団体から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、庁内連携を利用することができないことを規定しております。

第3項本文は、番号法別表第2の第2欄に掲げる個人番号利用事務の処理のための庁内連携について規定しております。庁内連携により利用する特定個人情報については、これまた別に配布しております先ほどの参考資料の27ページ、番号法別表第2をごらん願います。具体的に厚岸町において庁内連携により利用する特定個人情報は、現時点で本条の第1項で説明いたしましたとおり、別表第2中の11、18、27、31、38、42、48、56の2、先ほどと同じでございます。各項の条例第4条第3項本文で規定するところの第4欄に掲げる特定個人情報となるものであります。なお、本条例においては、第4条第1項及び第3項本文に規定しているとおり、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務や第4欄に掲げる特定個人情報のうち、厚岸町において該当するものを一つ一つ規定するのではなく、第1項にある番号法別表第2の第2欄に掲げる事務や第3項にある同表の第4欄に掲げる特定個人情報といった文言により、包括的に規定していることをご了知いただきたいと思っております。

議案書13ページへお戻り願います。

同項ただし書きは、第2項のただし書きと同様に番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の団体から特定個人情報の提供を受けることができる場合は庁内連携を利用することができないことを規定しております。

第4項は、庁内連携により特定個人情報の利用ができる場合は、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定しております。この規程は、行政手続における添付書類を削減し、行政事務の効率化と町民の利便性向上を図るための規程となっております。

第5条第1項は、番号法第19条第9号の規程に基づき、庁内他の機関間において照会、提供する特定個人情報を規定しております。具体的な特定個人情報は、別表第3に規定しております。

15ページの別表第3をごらん願います。

照会機関が教育委員会、事務が要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する事務で規則で定めるもので、提供機関が町長、特定個人情報が別表第2と同様、住民票関係情報であって規則で定めるものと地方税関係情報であって規則で定めるものであります。

13ページへお戻り願います。

第2項は、庁内他機関間における情報連携により特定個人情報の提供があった場合は、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定しております。なお、この規程も前条第4項の規程と同様、行政手続における添付書類を削減し、行政事務の効率化と町民の利便性向上を図るための規程となっております。

第6条は、この条例の施行に関し、個別具体の事務に関して必要な事項は規則で定めるとするものであります。

次に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行期日を定めるもので、この条例は番号法における個人番号

の利用に関する規程の施行日に合わせ、平成28年1月1日から施行するものであります。

附則第2項及び第3項は、番号法附則第1条第4号の個人番号の利用に関する規程が平成28年1月1日から施行されることに伴う関係条例の改正であります。

まず、附則第2項の厚岸町国民健康保険税条例の一部改正の内容について説明いたします。第23条は、国民健康保険税の減免に関する規程であります。第3項では、第1項及び第2項に規定する国民健康保険税の減免を受けようとする場合、町長に提出する申請書に記載する事項を規定しております。改正は、この項の第1号納税義務者の住所、氏名の次に、番号法第2条第5項に規定する個人番号を加えるものであります。

次に、附則第3項の厚岸町介護保険条例の一部改正の内容について説明いたします。第8条は、介護保険料の徴収猶予、第9条は、介護保険料の減免に関する規程であります。第8条第2項では、介護保険料の徴収猶予を受けようとする場合に、第9条第2項では介護保険料の減免を受けようとする場合にそれぞれ町長に提出する申請書に記載する事項を規定しております。改正は、第8条第2項第1号、第9条第2項第1号のいずれも第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所、それぞれ番号法第2条第5項に規定する個人番号を記載事項として加える改正であります。

最後に、各別表の内容について、改めてご説明をいたします。

別表第1は、個人番号の利用範囲として、第4条第1項の規定により町及び教育委員会の判断により個人番号を利用することとする独自利用事務を規定しております。

別表第2は、特定個人情報の庁内連携として同一機関内における複数の事務の間で特定個人情報を移転することにより独自利用する事務であって、番号法別表第2に規定する特定個人情報の提供に相当するもの以外を規定しております。

別表第3は、特定個人情報の機関外提供として、第5条第1項の規定により、同一町内の他の機関に対して、特定個人情報の提供する場合において事務主体となる機関とその事務、提供を受ける機関及び特定個人情報を規定しております。なお、別表第1の事務の欄、別表第2及び別表第3の事務の項中で規定している規則で定めるもの、並びに別表第2及び別表第3の特定個人情報の欄中で規定している規則で定めるものについては、別に参考資料として厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を配付しておりますので、参考に供していただきたいと思います。

内容の説明については、省略をさせていただきます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、審議方法についてお諮りいたします。

本条例は、ただいま説明のとおり、第1条から第6条までで構成されており、審議につきましては一括により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、審議は一括で進めてまいります。

それでは、これより質疑を行います。

6番、室崎議員。

- 室崎議員　こういう種類の条例の特徴なのですが、大変準用であるとか、それから法律の引用であるとかいうものが多い上に、一つ一つを挙げていたら大変なボリュームになってしまうので、何類とか何項とか別表とかに記載されているものというようなことなので、そこだけを見ていると何が何だか分からない。その何が何だか分からない状態を非常に丁寧に説明してくださったわけで、聞くほうも大変な、頭の中がぐらぐらしてくるような部分がありまして、その中でかろうじて、おぼろげながら理解したのかなというところを確認しながらお聞きしますので、何だそんなことも分からないのかと言わないでご答弁いただきたい。

まず、この条例のほとんどはその役にある人、部署同士の間でこの個人番号をやったりとったりすることが勝手にやってはいけないので、こういうものについてはこの部署とこの部署の間でそれをやったりとったりすることができるのですよということをきちんと法律でまず決まっているのだけれども、そこに入っていないものについて、厚岸町の場合にはこれとこれとこれについては、この部署とこの部署の間で事務手続を行う上で円滑にできるのでやったりとったりするのだと、それは本人の承諾なんていうことがなくてもできるのだということを規定しているのだということを理解したのですが、それでいいだろうかということです。そうすると、その部分については、やっぱり私の個人番号が役場庁舎内でやったりとったり、あるいは教育委員会の間でやったりとったりしたとしても、私には全くあずかり知らぬことであるということになるかと思いますが、そのような解釈でよろしいのか。あずかり知らぬというのは1回1回私に照会しないという意味ですよ。

それともう一つは、説明資料というのが、議案第83号の説明資料というのが出てきます。それは附則の2項、3項、その話だと思のですが、ここでは今度、国保の保険料の減免とか、あるいは介護保険の保険料の徴収猶予、あるいは保険料の減免の申請には個人番号を書きなさいという規定なのだけれども、昨日の一般質問のちょっと復習のようになるのだけれども、国税庁や総理府は書かなくてもちゃんと受理しますよということを明記しているのだが、厚岸町の場合には、これ書かないと受理しないのですか。それとも、ここにはこう規定しているけれども、書かなくても受理するのだということになっているのですか。その点、この二つをお聞かせいただきたい。

- 議長（佐藤議員）　総務課長。

- 総務課長（會田課長）　今回のこの条例の全体の総括の立場で、私のほうから答弁させていただきますが、その一つの例としては、乳幼児医療の助成に関する事務ということで申請が上がってきます。その際には、そこに個人番号を書いていただくことになるかと思いますが、この情報やあの情報やというのをこちらのほうで、その個人番号が記載されることによって関係部署のほうからとりますということは、その申請された方には説



明はいたします。事務方として、説明はします。また、その個人番号の記載がなくても、国と同様な取り扱いで厚岸町でも受理はする形で事務を進めるということで申し合わせをしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

そうすると、今、ここに規則の変更で出ている以外のところで総務課長答弁してくださったので、全ての申請に関してそのような扱いだというふうに聞いてよろしいわけですね。申請書、届出書の用紙には、町に出す、そこには個人番号記載欄があってもそれが書かない、書けないということでもって記載がなくても、全く記載があるのと同様の取り扱いをしますというふうに明言なさったというふうに考えてよろしいのですね。その点について。

それで、それは今、議会での答弁の中でおっしゃったのだけれども、何らかのこの規則なり何なりの中で、それは規定されているのでしょうか。それとも、これから半年なり1年なりたった後に、あれ、あのときの答弁と違ったなんて話が出たときは、まことに言葉足らずであって申しわけございませんというような一言でもって、ころっとひっくり返るようなことはないのでしょうか。この点について、きちんとお答えをいただきたい。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 受理することは、これはもう受理するというので、もう既に申し合わせはしておりますし、今回、条例での改正が必要な申請書に関しては今回この附則の中で2件、条例改正の提出をさせていただきましたけれども、そのほかにも規則で定めているものもございます。これらにつきましても、規則の改正を行って、個人番号の記載ということは改正を行うことにしておりますけれども、ほかの事務につきましても、受理は個人番号の記載がなくても受理をする形で事務を進めるということで、このことが規則にうたうことになるのか、また、ただし、この個人番号の利用する事務とは限られております。今現在、限られておりますので、部署も当然限られるということですから、その中のマニュアルとして窓口に据え置くか、または規則でどういった形でそれが規定をすることができるのかということも研究をさせていただきますけれども、まずは記載がなくても受理するという点については、永久に変わらない形で事務を進めてまいりたいというふうに思っております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 平成27年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 2 時36分休憩

午後 4 時54分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開します。  
本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 4 時54分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年12月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員